

平成十七年版

鳥取県労働委員会年報

鳥取県労働委員会

平成 17 年版

鳥取県労働委員会年報

鳥取県労働委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271)

審査調整課審査担当 (0857)26-7559

調整担当 (0857)26-7560

ホームページアドレス : <http://www.pref.tottori.jp/chiroui/>

鳥取県労働委員会

第40期
(平成17年3月28日～平成19年3月27日)
鳥取県労働委員会委員

(公益委員)



会長 太田正志



会長代理 河本充弘



松田 道昭



安本 仁子



安酸 早苗

(労働者委員)



竹内 篤子



仁宮 敬富



磯江 智昭



川瀬 滋子



竹内 克徳

(使用者委員)



三橋 明



上原 信一



山本 智通



川口真佐子



稲井 幾子

(退任委員)

(労働者委員)



川下 豊洋



手嶋ひとみ

(使用者委員)



榎田 知身

は し が き

この年報は、平成17年1月から12月までの1年間、県下の労使関係の安定と正常化を図るために努力してまいりました、当委員会の活動状況を収録したものであります。

この年報が、日頃、労使問題に関心を寄せておられる各位の参考に資することとなれば、幸甚に存じます。

平成18年3月

鳥取県労働委員会

会長 太 田 正 志

目 次

第1章 組織・運営	1
1 組織と予算	1
2 運営の概要	3
3 労働組合法の一部改正に伴う諸整備	4
4 相談業務の補助執行の開始	5
5 労働委員会業務記録	6
6 総会・会議	8
第2章 不当労働行為の審査	27
1 概況	27
第3章 労働組合の資格審査	28
1 概況	28
2 労働組合資格審査一覧	28
第4章 労働紛争の調整	30
1 概況	30
第5章 労働争議の実情調査と争議行為予告通知	31
1 概況	31
2 労働争議実情調査一覧	31
3 争議行為予告通知一覧	33
第6章 個別労働関係紛争への対応	36
1 労働相談対応状況	36
2 労働相談会の実施状況	36
3 個別労働関係紛争あつせん事件	38
資 料	
1 第40期鳥取県労働委員会委員名簿	43
2 鳥取県労働委員会あつせん員候補者名簿	44
3 事務局職員名簿	46
4 年別事件件数調	47
5 年別事件処理件数調	48
6 年別地区別事件件数調	51
7 歴代会長名簿	52
8 歴代委員名簿(直近10期;第30期~第39期)	53
9 条例、要綱、申合せ事項等	59
10 労働法の改正等、労働関係をめぐる動向について	81
11 労働経済情勢に係る統計資料	85
12 中央労働委員会及び都道府県労働委員会所在地一覧	86

第 1 章 組織・運営

1 組織と予算

鳥取県労働委員会は、労働組合法第 19 条の 12 及び地方自治法第 180 条の 5 第 2 項の規定に基づいて設置されている行政委員会であり、県下における不当労働行為の判定、労働争議の調整等を行っている。

判定業務は労働組合の資格審査、不当労働行為の審査、地方公営企業等における非組合員の範囲についての認定・告示等があり、申請又は申立てにより手続きが開始されることとなるが、この判定業務は公益委員のみの権限とされている。

労働争議の調整は、あっせん、調停及び仲裁の区分があり、使用者及び労働組合等の双方若しくは一方からの申請又は委員会の職権により、調整を開始することとされている。

また、平成 14 年 4 月から、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に規定するあっせんについて、知事の委任を受け、その事務を行っていたが、平成 17 年 4 月 1 日より、同条例に定める知事の労働相談等に関する事務を労働委員会事務局職員が補助執行している。

さらに、公益事業における争議行為の予告通知の受理、労働協約の拡張適用の決議等も行っている。

(1) 委員会

労働組合法上の労働委員会は、公益、労働者及び使用者の各側を代表する委員それぞれ各同数をもって組織する、いわゆる三者構成とされており、当労働委員会の場合、各側 5 名、計 15 名で構成されている。

労働者委員は労働組合の推薦、使用者委員は使用者団体の推薦に基づき、又、公益委員は労使委員の同意を得て知事が任命し、その任期は 2 年である。

当委員会の現任の委員は、1 名を除き平成 17 年 3 月 28 日に任命された第 40 期の委員であり、名簿は、資料のとおりである。

(2) あっせん員候補者

あっせん員候補者は、労働関係調整法第 10 条及び第 11 条の規定に基づき、労働委員会が労働争議のあっせんに当たらせるために、学識経験を有する者を委嘱することとされている。

当委員会におけるあっせん員候補者は、内規により委員の任期と同じ任期と定め、その構成は資料に掲げるとおり、委員 15 名、委員以外の者 9 名及び事務局職員 2 名の計 26 名であり、労働委員会規則第 68 条第 1 項の規定に基づき、平成 17 年 5 月 2 日付けで鳥取県公報に公示している。

労働関係調整法の規定に基づくあっせんは、原則として、このあっせん員候補者名簿に記

載されている者の中から、会長が指名するあっせん員が行うこととなる。

(3) 個別労働関係紛争あっせん員候補者

個別労働関係紛争あっせん員候補者は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第5条の規定に基づき、労働関係調整法第10条に規定する名簿に記載されている者を委嘱することとされている。したがって、個別労働関係紛争あっせん員候補者は、(2)で示したあっせん員候補者名簿のとおりである。

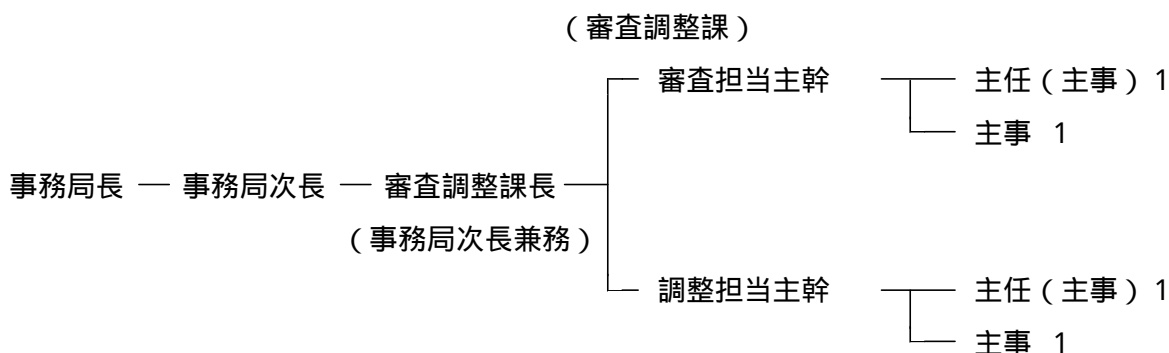
鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の規定に基づくあっせんは、このあっせん員候補者名簿に記載されている者の中から、会長が指名するあっせん員が行うこととなる。

(4) 事務局

労働委員会には、労働組合法第19条の12第6項の規定により準用される同法第19条の11第1項の規定に基づき、その事務を整理するため事務局が置かれ、会長の同意を得て、知事が任命する事務局長その他必要な職員を置くこととされている。

事務局の組織については、労働組合法施行令第25条の規定により、会長の同意を得て、知事が鳥取県労働委員会事務局組織規則を定めている。

職員数は、鳥取県職員定数条例により9名と定められているが、現行の組織は次のとおりである。



(5) 委員会の予算

平成17年度の当初予算は、次のとおりである。

(単位：千円)

科目	委員会費	事務局費	一般管理費	合計
予算額	36,286	73,345	240	109,871

2 運営の概要

労働委員会の職務は、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等労働関係法に定められるものの外、労働委員会規則の定めにより執行されるが、その概要は次のとおりである。

なお、当労働委員会においては、平成14年度より鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に基づくあっせん事務を処理しており、平成17年度からは、個別労働関係に関する相談も実施している。

(1) 労働委員会の会務は、会長が総理する。会長が職務を行うことができないときは、会長代理がその職務を代行する。

(2) 労働委員会の会議は、労働組合法第21条及び労働委員会規則第2章の規定により、総会、公益委員会議、調停委員会、仲裁委員会及び小委員会が予定されている。

当労働委員会においては、委員の全員で行う総会は原則として月2回、第2・第4の木曜日に開催し、労働委員会規則第5条に規定する事項を付議しており、公益委員のみによる公益委員会議は、不当労働行為、労働組合の資格審査等の労働委員会規則第9条に規定する付議事項を審議している。

(3) 労働組合の資格審査は、労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合するかどうかについて、労働委員会規則第4章の規定により会長が指揮して行う。ただし、会長は、公益委員全員による審査にかえて公益委員の中から1人又は数人の委員を選任して、審査を担当させることができる。この場合、審査委員が1人のときは審査委員が、数人の審査委員が選任されたときは審査委員長が指揮して行う。

(4) 労働委員会は、使用者が労働組合法第7条の規定に違反して、不当労働行為を行った旨の申立てを受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めるときは、その申立てが理由があるかどうかについて審問を行う。

不当労働行為の審査（調査及び審問のすべての手続をいう。）は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第5章の規定により、会長が指揮して行い、又、会長は、公益委員の中から1人又は数人の委員を選任して、審査を担当させることができる。この場合、審査委員が1人のときは審査委員が、数人の審査委員が選任されたときは審査委員長が、指揮して行う。

(5) 労働委員会は、審問の手続が終わったときは事実認定を行い、この認定に基づいて、申立人の請求にかかる救済の全部若しくは一部の認容又は申立ての棄却の命令を発する。

(6) 労働委員会の命令の交付を受けた労働組合若しくは労働者又は使用者は、命令の交付の日から15日以内に中央労働委員会に再審査の申立てができる。使用者については、中央労働委員会に再審査の申立てをしないときは、当該命令の交付の日から30日以内に、労働組合又は労働者については、労働委員会の処分があったことを知った日から6か月以内に、取消しの訴えを裁判所に提起することができることとされている。

- (7) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁は、労働組合法第20条及び労働関係調整法第2章から第4章並びに労働委員会規則第7章の規定により、あっせんにあつては、あっせん員候補者の中から会長が指名したあっせん員により、調停にあつては、公、労、使各側を代表する調停委員により構成される調停委員会により、仲裁にあつては、公益委員のうちから関係当事者が合意により選定した者につき会長が指名した仲裁委員3人からなる仲裁委員会によって、それぞれ行われる。
- (8) 労働争議の実情調査は、労働争議が発生したとき、会長が必要に応じ、委員、事務局長又は事務局職員に行わせ、又はあっせん員候補者に調査を依頼することができる。公益事業に係る労働争議の場合は、会長は速やかにこの調査をさせ又は依頼しなければならない。
- (9) 地方公営企業等労働関係法第5条第2項の規定による地方公営企業等従事職員のうち、労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲は、労働委員会がその認定及び告示を行うこととされているが、平成17年に取扱ったものはなかった。
- (10) なお、個別労働関係紛争のあっせんは、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第4条から第10条の規定により、個別労働関係紛争あっせん員候補者の中から会長が指名した個別労働関係紛争あっせん員により行われる。

3 労働組合法の一部改正に伴う諸整備

不当労働行為事件の迅速かつ的確な処理を図ることを目的として、労働組合法の一部改正（平成17年1月1日施行）が行われ、労働委員会の行う審査手続及び体制の整備等が図られたが、当労働委員会においても次の対応を行ったところである。

項目	法改正の内容	対応状況
1 労働委員会規則の制定	会議の招集、審査の期間の目標及び目標の達成状況、庶務に関する事項についての制定	総会の招集日、審査の期間の目標の設定及び目標の達成状況の公表方法等に関して制定（平成17年2月25日鳥取県労働委員会規則第1号）
2 審査の期間の目標の設定及び達成状況の公表	各労働委員会は迅速な審査を行うため、審査の期間の目標を定めるとともに達成状況を公表すること	<ul style="list-style-type: none"> 審査の期間の目標を10箇月とした。（平成17年3月10日第933回定例総会決定） 目標の達成状況を暦年終了後1月以内に公表することとした。（平成17年2月25日鳥取県労働委員会規則第1号）

3 審査計画の作成	審問開始前に争点・証拠や審問回数等を記載した審査の計画を作成すること。	審査に関する申し合せにより手続等を定めた。（平成17年3月24日第934回定例総会決定）
4 審査手続等の確化	証人等出頭命令、物件提出命令等権限の強化	審査に関する申し合せにより手続等を定めた。（平成17年3月24日第934回定例総会決定）

4 相談業務の補助執行の開始

景気の低迷や労働環境の変化により、個別労働紛争が増加する状況にあつて、紛争解決の専門ノウハウを有する県労委が、相談段階から対応を行うことにより、紛争の未然防止、解決に向けた機動的な対応体制をとっていく必要があるため、平成17年4月1日より、個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に定める知事の労働相談等に関する事務を労働委員会事務局職員が補助執行することとされた。

補助執行の対象となる労働相談は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第3条に規定する労働関係に関する事項（労働者の募集及び採用に関する事項を除く。）についての相談である。

5 労働委員会業務記録

月	日	曜	諸会議関係	日	曜	事件関係
1	4 13 27	火 木 木	仕事始め 第929回定例総会 第610回公益委員会議 第930回定例総会 第611回公益委員会議			
2	3 10 24	木 木 木	中国地区労働委員会会長連絡会議（米子市） 中国地区労働委員会事務局長連絡会議（米子市） 第931回定例総会 第932回定例総会 第612回公益委員会議	15 18 18 22	火 金 金 火	17年（個）第1号事件受付 17年（個）第2号事件受付 17年（個）第3号事件受付 17年（個）第4号事件受付
3	3 10 17 24 28	木 木 木 木 月	全国労働委員会事務局調整主管課長会議（東京） 第933回定例総会 公益委員打合せ 公益委員研修（東京：～18日） 第934回定例総会 第935回臨時総会 第936回臨時総会	2 3 9 10 16 22	水 木 水 木 水 火	17年（個）第1号事件第1回あっせん（打切り） 17年（個）第2号事件第1回あっせん（解決） 17年（個）第3号事件第1回あっせん 17年（個）第4号事件第1回あっせん（打切り） 17年（個）第5号事件受付 17年（個）第3号事件第2回あっせん（解決）
4	14 28	木 木	第937回定例総会 第938回定例総会	6 14	水 木	17年（個）第5号事件第1回あっせん 17年（個）第5号事件第2回あっせん（解決）
5	12 16 22 24 26 29	木 月 日 火 木 日	第939回定例総会 中国地区労働委員会連絡協議会定例総会（広島） 中国地区労働委員会事務局長連絡会議（広島） 会社と私のもめごと相談会（米子市） 中国地区労働委員会事務局審査主管課長会議（広島） 第940回定例総会 会社と私のもめごと相談会（鳥取市）			
6	5 6 9 10 23 30	日 月 木 金 木 木	会社と私のもめごと相談会（倉吉市） 労働委員会事務局職員中央研修（東京：～8日） 全国労働委員会事務局長連絡会議（札幌） 第2回都道府県労働委員会事務局長会議（札幌） 全国労働委員会会長連絡会議（札幌） 第941回定例総会 あっせん員候補者特別研修（鳥取市） 中国・四国地区労働委員会会長連絡会議（高松）	8 17 20	水 金 月	17年（個）第6号事件受付 17年（個）第7号事件受付 17年（個）第6号事件取下げ

月	日	曜	諸会議関係	日	曜	事件関係
7	6	水	中国地区労働委員会事務局長連絡会議 (岡山)	5 14	火 木	17年(個)第7号事件第1回あっせん 17年(個)第7号事件第2回あっせん (解決)
	13	水	中国・四国地区労働委員会事務局調整 主管課長会議(高知)			
	14	木	第942回定例総会			
	28	木	第943回定例総会 第613回公益委員会議			
8	3	水	中国・四国地区労働委員会事務局審査 主管課長会議(松江)	31	水	17年(個)第8号事件受付
	11	木	第944回定例総会			
	25	木	第945回定例総会			
	31	水	中国地区労働委員会事務局調整主管課 長会議(鳥取市:~9/1)			
9	4	日	職場の労働関係相談会(鳥取市)	16 21 29	金 水 木	17年(個)第8号事件第1回あっせん 17年(個)第8号事件第2回あっせん 17年(個)第8号事件第3回あっせん (解決)
	8	木	第946回定例総会			
	11	日	職場の労働関係相談会(倉吉市)			
	18	日	職場の労働関係相談会(米子市)			
	22	木	第947回定例総会			
10	5	水	他県業務運営状況調査(富山)			
	6	木	他県業務運営状況調査(京都)			
			全国労働委員会事務局調整主管課長会 議(東京)			
	12	水	中国地区労働委員会連絡協議会定例総 会(岡山)			
			中国地区労働委員会事務局長連絡会議 (岡山)			
			労働委員会事務局職員専門研修(東京 :~20日)			
	13	木	第948回定例総会			
19	水	他県業務運営状況調査(大阪)				
20	木	他県業務運営状況調査(香川)				
27	木	第949回定例総会				
11	10	木	全国労働委員会連絡協議会総会(東京 :~11日)	28	月	17年(個)第9号事件受付
	24	木	第950回定例総会 企業視察(県西部) 全国労働委員会事務局審査主管課長会 議(東京)			
12	8	木	第951回定例総会	8 13 20 22	木 火 火 木	17年(個)第9号事件第1回あっせん 17年(個)第9号事件第2回あっせん 17年(個)第9号事件第3回あっせん 17年(個)第9号事件打切り
	22	木	第952回定例総会			
			労働契約法制講演会(鳥取市)			
	28	水	仕事納め			

6 総会・会議

労働委員会が開催する会議は、定例総会、公益委員会議等がある。

なお、このほかに労働委員会相互の間を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るための全国的、地域的な連絡協議会等がある。

(1)定例総会

労働委員会委員全員で行う会議で、労働委員会規則第5条第1項に規定する事項を審議決定するほか、公益委員会議の決定事項の報告、不当労働行為救済申立事件審理の報告、あっせん、調停、仲裁等に関する報告等委員会の活動を総合的に把握し、適切な運営を期するために行われる。

総会は原則として毎月第2・第4木曜を定例日として開催している。

平成17年には定例総会は24回開催された。

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
929回	1.13	委員室	1 第928回定例総会議事録の承認について 2 鳥取県地方労働委員会情報公開事務取扱要綱の一部改正について 3 労働組合法改正に伴う対応について 4 第610回公益委員会議の概要について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 その他
930回	1.27	委員室	1 第929回定例総会議事録の承認について 2 鳥取県労働委員会事務局処務規程の一部改正について 3 労働組合法改正に伴う対応について 4 争議行為予告通知及び実情調査について 5 その他
931回	2.10	委員室	1 第930回定例総会議事録の承認について 2 労働組合法改正に伴う対応について 3 情報公開の基準の取扱いについて 4 第611回公益委員会議の概要について 5 中国地区労働委員会会長連絡会議の概要について 6 争議行為予告通知及び実情調査について

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
			7 平成12年(不)第1号西日本旅客鉄道不当労働行為事件の概要について 8 その他
932回	2.24	委員室	1 第931回定例総会議事録の承認について 2 県労働委員会規則の制定について 3 不当労働行為審査に関する申合せについて 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 争議行為予告通知及び実情調査について 6 第127回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会について 7 その他
933回	3.10	委員室	1 第932回定例総会議事録の承認について 2 審査の期間の目標の設定について 3 第612回公益委員会議の概要について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 争議行為予告通知及び実情調査について 6 その他
934回	3.24	委員室	1 第933回定例総会議事録の承認について 2 不当労働行為審査に関する申合せについて 3 鳥取県労働委員会情報公開事務取扱要綱の改正について 4 第127回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の議題について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 その他
935回 (臨時)	3.28	委員室	「鳥取県労働委員会会長及び会長代理を選挙するための総会」 1 会長の選任 2 会長代理の選任

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
936回 (臨時)	3.28	委員室	<ol style="list-style-type: none"> 1 第934回定例総会議事録の承認について 2 労働委員会による労働相談の補助執行について 3 鳥取県労働委員会幹事会幹事委員の選任について 4 鳥取県労働委員会情報公開調整委員会委員の選任について 5 あっせん員候補者及び個別労働関係紛争あっせん員候補者の委嘱並びに鳥取県労働委員会あっせん員候補者に関する内規及び鳥取県労働委員会個別労働関係紛争あっせん員候補者に関する内規の一部改正について 6 平成17年度定例総会開催期日及び諸会議開催計画について 7 第127回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の出席者について 8 その他
937回	4.14	委員室	<ol style="list-style-type: none"> 1 第935回臨時総会議事録の承認について 2 第936回臨時総会議事録の承認について 3 あっせん員候補者及び個別労働関係紛争あっせん員候補者の委嘱について 4 第127回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の議題等について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 各都道府県労働委員会における審査の目標期間の設定状況等について 8 その他
938回	4.28	委員室	<ol style="list-style-type: none"> 1 第937回定例総会議事録の承認について 2 第127回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の議題等について 3 第60回全国労働委員会連絡協議会総会の議題について

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
			4 中央労働委員会運営委員会での決定事項について 【労働委員会制度創設60周年記念行事関係】 5 第5回制度基本問題研究会の資料について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 その他
939回	5.12	委員室	1 第938回定例総会議事録の承認について 2 争議行為予告通知及び実情調査について 3 平成16年度個別労働関係紛争のあっせん概要について 4 その他
940回	5.26	委員室	1 第939回定例総会議事録の承認について 2 第127回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の概要について 3 第60回全国労働委員会連絡協議会総会における議題の提出について 4 川下豊洋氏、榊田知身氏に対する厚生労働大臣感謝状等の授与について 5 労働委員会制度創設60周年記念誌の随想執筆者について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 その他
941回	6.23	鳥取市扇町 176「ウェル シティ鳥取」	1 第940回定例総会議事録の承認について 2 全国労働委員会会長連絡会議の概要について 3 個別労働関係紛争あっせん事件について 4 争議行為予告通知及び実情調査について 5 その他
942回	7.14	委員室	1 第941回定例総会議事録の承認について 2 第47回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の概要について 3 個別労働関係紛争あっせん事件について

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
			4 争議行為予告通知及び実情調査について 5 その他
943回	7.28	委員室	1 第942回定例総会議事録の承認について 2 審査促進等実行委員会報告及び制度基本問題研究会報告について 3 全国労働委員会連絡協議会運営委員会（第2回）における決定事項について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 その他
944回	8.11	委員室	1 第943回定例総会議事録の承認について 2 第128回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の議題及び出席者について 3 第60回全国労働委員会連絡協議会総会の出席者について 4 第613回公益委員会議の概要について 5 制度基本問題研究会報告について 6 その他
945回	8.25	委員室	1 第944回定例総会議事録の承認について 2 第128回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の議題及び出席者について 3 第60回全国労働委員会連絡協議会総会の出席者について 4 その他
946回	9. 8	委員室	1 第945回定例総会議事録の承認について 2 個別労働関係紛争あっせん事件について 3 その他
947回	9.22	委員室	1 第946回定例総会議事録の承認について 2 第128回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の議題等について

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
			3 個別労働関係紛争あっせん事件について 4 その他
948回	10.13	委員室	1 第947回定例総会議事録の承認について 2 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会議事概要について 3 個別労働関係紛争あっせん事件について 4 争議行為予告通知及び実情調査について 5 その他
949回	10.27	委員室	1 第948回定例総会議事録の承認について 2 第128回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会について 3 争議行為予告通知及び実情調査について 4 その他
950回	11.24	鳥取県西部総合事務所	1 第949回定例総会議事録の承認について 2 第60回全国労働委員会連絡協議会総会の概要について 3 争議行為予告通知及び実情調査について 4 その他
951回	12. 8	委員室	1 第950回定例総会議事録の承認について 2 全国労働委員会連絡協議会第1回運営委員会状況報告について 3 平成17年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題及び出席者について 4 第129回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の開催日及び開催地について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 その他

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
952回	12.22	鳥取市扇町 176「ウェル シティ鳥取」	1 第951回定例総会議事録の承認について 2 個別労働関係紛争あっせん事件について 3 争議行為予告通知及び実情調査について 4 その他

(2)特別研修

(平成17年あっせん員候補者連絡協議会)

平成14年4月から「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」が施行されたこととともない、県内関係諸機関との連絡会議を開催している。

月日	場 所	会 議 内 容 等
6.23	鳥取市扇町176 「ウェルシティ鳥取」	1 報告「個別労働関係紛争への対応状況とパートタイム労働法等のポイントについて」 (鳥取労働局) 2 報告「労働相談の実施状況と新たな雇用施策の実施について」 (労働雇用課・中小企業労働相談所) 3 報告「個別労働関係紛争への対応状況と特徴的なあっせん事例について」 (鳥取県労働委員会事務局) 4 意見交換「労働相談とあっせんの効果的な連携方法」等 5 講演「労働紛争の状況変化と紛争解決システムの新展開」 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 中央労働委員会公益委員 山川 隆一 氏 < 概要は23頁以降に掲載 >

(労働契約法制講演会)

いわゆる労働契約法の制定の動きがある中で、労働法学者による講演会を開催した。

月日	場 所	会 議 内 容 等
12.22	鳥取市扇町176 「ウェルシティ鳥取」	1 講演「新しい「労働契約法」制定計画の意義と課題」 神戸学院大学大学院実務法学研究科教授 馬渡 淳一郎 氏

(3)公益委員会議

平成17年に公益委員会議は4回開催された。

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
610回	1.13	監査委員室	1 不当労働行為事件に係る審査期間の目標の設定について 2 中国地区労働委員会会長連絡会議について 3 公益委員研修（全労委）について 4 その他
611回	1.27	監査委員室	1 中国地区労働委員会会長連絡会議について 2 労働組合法改正に伴う対応について 3 その他
612回	2.24	監査委員室	1 労働組合資格審査（委員推薦）について 2 不当労働行為審査に関する申合せについて 3 その他
613回	7.28	審理監査室	1 労働組合資格審査（委員推薦）について 2 その他

(4) 連絡会議

平成17年に開催された全国及び中国ブロック等の会議の概要は次のとおりである。

【委員連絡会議】

会議名	月日	場所	検討議題等	出席委員
中国地区労働委員会会長連絡会議	2.3	米子市明治町125 「米子ワシントンホテルプラザ」	1 改正労働組合法の施行に伴う対応について (広島県労委) 2 改正労働組合法を踏まえた今後の取り組みについて (鳥取県労委) 3 改正労働組合法施行後の不当労働行為事件の審査指揮のあり方について (鳥取県労委)	太田会長 河本代理 松田委員 安本委員 安酸委員
第127回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会	5.16	広島市中区大手町1-5-3 「鯉城会館」	1 中国地区地方労働委員会連絡協議会規約等の改正について (広島県労委) 2 不当労働行為事件の審査制度に係る労働組合法の改正への対応について (広島県労委) 3 雇用期間満了に伴う雇止めについて (広島県労委)	太田会長 松田委員 仁宮委員 竹内(克)委員 上原委員 川口委員
全国労働委員会会長連絡会議	6.10	札幌市中央区南10条西1丁目 「ホテルライフォート札幌」	1 改正労働組合法施行後の運営状況について (中労委) 2 自由懇談 (物件提出命令について等)	太田会長
第47回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議	6.30	高松市西の丸町14-7 「ホテルニューフロンティア」	1 「制度基本問題研究会」で議論されている審級省略問題について (高知県労委) 2 いわゆる個別的労使紛争についてのあっせん申請に対して、相手方当事者があっせん自体を拒否する場合の対策について (岡山県労委)	太田会長

会議名	月日	場所	検討議題等	出席委員
第128回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会	10.12	岡山市桑田町1-13 「メルパルク岡山」	<p>1 使用者の命令で自家用車を使用して起こした自損事故の修理代を求めるあっせん申請について (鳥取県労委)</p> <p>2 あっせん事項の実効性(履行)の確保等について (山口県労委)</p> <p>3 不当労働行為事件審査におけるイン・カメラ手続について (岡山県労委)</p>	<p>太田会長 河本代理 竹内(篤)委員 川瀬委員 上原委員 山本委員</p>
第60回全国労働委員会連絡協議会総会	11.10 ~11	東京都中野区中野4-1-1 「中野サンプラザ」	<p>1 記念講演「労働委員会制度と日本の労使関係」 (前中労委会長 花見 忠 氏)</p> <p>2 パネルディスカッション「今後の労働委員会の展望」 (中労委)</p> <p>3 労働組合法の改正に伴う「宣誓手続」及び「物件提出命令手続」に関する諸問題について (京都府労委)</p> <p>4 労働組合法改正とこれからの労働委員会 (神奈川県労委)</p>	<p>松田委員 安酸委員 川瀬委員 竹内(克)委員 三橋委員 川口委員</p>

【事務局連絡会議】

会議名	月日	場所	検討議題等	出席者
中国地区労働委員会事務局長連絡会議	2. 3	米子市明治町125 「米子ワシントンホテルプラザ」	1 労組法改正に伴う諸課題への対応に係る情報交換について (鳥取県労委) 2 事務局体制について (鳥取県労委)	長谷川局長 竹本次長 田村審査課長 林課長補佐 山本主事
全国労働委員会事務局調整主管課長会議	3. 3	東京都港区芝公園1-5-32「労働委員会会館」	1 労働委員会をめぐる最近の状況について 2 最近の調整事件の概要等について 3 2005年春闘について 4 特定独立行政法人等関係について 5 平成16年賃金事情等総合調査結果の概要について 6 調整事件の最近の動向(事例)及び個別的労使紛争処理制度に関する取組状況について 7 講演「最近の労働法政策について」 (東京大学大学院法学政治学研究科附属比較法政国際センター 客員教授 濱口 桂一郎 氏)	竹本次長
中国地区労働委員会事務局長連絡会議	5.16	広島市中区大手町1-5-3 「鯉城会館」	1 個人情報の保護に係る留意事項及び行政文書の開示請求に対する企業名の取扱いについて (広島県労委)	長谷川局長 森田主任
中国地区労働委員会事務局審査主管課長会議	5.24	広島市中区基町9-42 「広島県労働委員会事務局審理審問室」	1 講演「従業員代表制と労働組合の将来」 (広島大学大学院社会科学研究所教授 辻 秀典 氏) 【実務改善】 2 「個人情報の適正な取り扱いを確保するために労働組合が講ずべき措置に関する指針について」の対応について (鳥取県労委)	竹本次長 佐々木主幹 森田主任

会議名	月日	場所	検討議題等	出席者
			3 労組法改正に伴う審査期間の目標の設定等への対応について (島根県労委) 4 労組法改正に伴う審査実務の疑問点等に関する情報提供及び意見交換について (岡山県労委) 5 労組法第27条の6の規定に基づく審査計画の具体的策定方法について (山口県労委) 6 労組法第27条の8の規定に基づく証人等の宣誓について (広島県労委) 【事例研究】 7 再審査申立書が県労委に提出された場合における県労委の役割の範囲と限界について (山口県労委) 8 不当労働行為事件の審査に当事者が参加しない場合の取扱いについて (広島県労委)	
全国労働委員会事務局長連絡会議	6. 9	札幌市中央区南10条西1丁目 「ホテルライフォート札幌」	1 調整事件等の概況について 2 審査概況等について 3 審査促進等実行委員会及び制度基本問題研究会の検討状況等について 4 労働委員会制度創設60周年記念行事について 5 個人情報保護法について (以上中労委)	長谷川局長 山本主事
第2回都道府県労働委員会事務局長会議	6. 9	札幌市中央区南10条西1丁目 「ホテルライフォート札幌」	1 改正法施行に伴う都道府県労委の主要課題の取組みについて (東京都労委) 2 都道府県労働委員会事務局長会議要綱の改正について (東京都労委)	長谷川局長 山本主事

会議名	月日	場所	検討議題等	出席者
中国地区労働委員会事務局長連絡会議	7. 6	岡山市桑田町1-13 「メルパルク岡山」	1 「個人情報の適正な取り扱いを確保するために労働組合が講ずべき措置に関する指針について」の対応について (鳥取県労委) 2 事務局職員の研修計画・実施内容等について (鳥取県労委) 3 事務局体制の見直しの状況等について (広島県労委)	長谷川局長 森田主任
中国・四国地区労働委員会事務局調整主管課長会議	7.13	高知市本町5-6-42 「高知会館」	1 講演「セクシュアルハラスメントとパワーハラスメントについて」 (高知県労委 筒井早智子委員) 2 あっせん(集団・個別)の結果締結した協定書記載事項の履行について事務局としてどこまでフォローすべきか。また、途中で履行されなくなった場合、その扱いはどのようにすべきか。 (徳島県労委) 3 個別的労使紛争処理制度の問題点とその対処方法について (島根県労委) 4 労働委員会による労働相談等個別労働紛争解決制度全般の周知方法について (鳥取県労委)	竹本次長 岩本主幹 北川主事
中国・四国地区労働委員会事務局審査主管課長会議	8. 3	松江市殿町369 「サンラポ一むらくも」	1 救済命令等における「証拠の摘示」に関する考え方等について (鳥取県労委) 2 不当労働行為事件命令書における証拠の摘示について (岡山県労委)	佐々木主幹 山本主事

会議名	月日	場所	検討議題等	出席者
			3 命令内容の公表に係る報道機関への対応等について (広島県労委) 4 審問廷における報道機関に対する対応について (愛媛県労委)	
中国地区労働委員会事務局調整主管課長会議	8.31 ~9.1	鳥取市永楽温泉町403「ホテルモナーク鳥取」	1 講演「個別労働関係紛争の解決と労働委員会の果たす役割」 (鳥取県労働委員会 太田正志会長) 2 未払残業代を調整事項とするあっせん申請について (広島県労委) 3 個別労働関係紛争に係る法律・制度についての事務局職員の研修について (島根県労委) 4 講演「情報をめぐる労働問題」 (鳥取大学地域学部 講師 相澤直子氏) 5 個別的労使紛争処理に係るあっせん事案の取扱いについて (岡山県労委) 6 市町村合併に伴う現業職員の給与問題に係る調整手続のあり方について (鳥取県労委)	長谷川局長 竹本次長 岩本主幹 下田主任 北川主事
全国労働委員会事務局調整主管課長会議	10. 6	東京都港区芝公園1-5-32「労働委員会会館」	1 労働委員会をめぐる最近の状況について 2 最近の調整事件の概要等について 3 最近の労働情勢について 4 特定独立行政法人等関係について 5 人事院勧告の骨子について 6 調整事件の最近の動向(事例)について (以上中労委)	岩本主幹

会議名	月日	場所	検討議題等	出席者
			7 講演「成果主義賃金等最近の賃金制度をめぐる現状と課題」 (明治学院大学教授 笹島芳雄氏)	
中国地区労働委員会事務局 長連絡会議	10.12	岡山市桑田町1-13 「メルパルク岡山」	1 全国労働委員会連絡協議会への負担金について (鳥取県労委) 2 指定管理者制度導入に伴う労使紛争の動向について(意見交換) (鳥取県労委)	長谷川局長 岩本主幹
全国労働委員会事務局審査 主管課長会議	11.24	東京都港区芝公園1-5-32「労働委員会会館」	1 改正労働組合法の施行に伴う審査の事務処理について (中労委) 2 物件提出命令について(事例検討) (大分県労委・中労委)	佐々木主幹

(5) 講演の概要（平成17年あっせん員候補者特別研修会）

労働紛争の状況変化と紛争解決システムの新展開

講師：慶応義塾大学教授 山川 隆一 氏

中央労働委員会公益委員

日時：平成17年6月23日（木）

場所：ウェルシティ鳥取（梨花の間）

【労働紛争の状況変化】

集団紛争

紛争の数自体が非常に減少している。労働争議の件数は、現在年間1,000件程度。不当労働行為の救済の申立ても、現在300件程度。最近は、組合のない企業で差別されたという労働者が地域の組合に駆け込んで団体交渉の問題に発展するいわゆる駆け込み訴えが目立つ。

個別紛争

労働関係の民事裁判は、平成16年では3,168件と増加している。仮処分は、最近は減少している。通常訴訟が早く終結するようになり、仮処分が相対的に使われなくなつつある。

行政の個別労働紛争解決促進制度の中での相談件数は、全国レベルの最新の統計では、平成16年度で約82万件。法令違反等を含まない、民事の紛争といえるものだけでも16万件。

賃金不払いと解雇の事案が非常に多い。解雇が1番多く27.1%。賃金不払い関係では、最近サービス残業関係、割増賃金の不払いについて年間3万件を超す申告がなされている。また、リストラの状況を反映して労働条件の引き下げが第2位になっており、16%。その他差別の問題、セクハラ、労働者派遣、労働者性を巡る紛争のような統計に出てこない紛争も見られる。

変化の背景と今後の予想

集団事件紛争の変化の要因の1つは、労使関係の安定化。もう一つは組織率の低下。紛争が起きて組合が取り上げるが故に集団紛争になるということが結構あるが、組合がないところでは、紛争が起きてそれが集団紛争に転化するというプロセスを辿らない。

個別紛争についての変化の要因は、会社側から見ると企業の競争環境の変化。リストラや様々な制度の変更といった変化が見られる。もう1つは上司の役割の変化。7～8割の社員が不満を上司に相談し、労働者側の意向を聞いて間に立つ役割を上司が果たしてきたが、今では自分も営業成績を上げねばならず、部下の不満を聞く時間があまりない。成果主義の下では、上司が評価をして紛争が生じることもある。

労働者側から見ると、女性の進出や高齢者雇用の進展、外国人、派遣、パートタイム、契約社員といった雇用の形態の多様化。転職したり辞めたり、解雇された場合は紛争が顕在化しやすく、利害対立が異なる雇用形態の中で生じ、調整することが難しい場面があるかもしれない。

構造的な問題。年功序列と長期雇用のシステムは紛争を予防する機能を持っていた。社員が不満を持ったときの対応方法の1つは、我慢をすること。我慢をしていれば雇用も保障され、賃金、ポストがあがるシステムであったが、我慢の合理性を基礎づける背景が揺らいでいる。その結果、利害対立や不満が増える背景があるところに予防機能が低下したことで、紛争として現実化する可能性が高まる。景気が回復しても紛争の増加をもたらす構造的な要因は相当起きている。供給が需要を作り出す面もある。紛争解決システムが改善されると利用しやすくなる。法曹人口も増加しており、受け皿が様々に十分行き渡ってきたがゆえに紛争が具体化する面もある。

【労働紛争処理システムの整備】

従来のシステムの問題点と課題

従来の労働紛争の解決制度を法制的に見れば、集団紛争についてのみ制度があった。つまり、労働法の枠組みでいえば労働委員会が、不当労働行為の救済、審査機能と労働紛争の調整の機能に係る法律を扱っていたが、個別紛争については、特別なシステムは労働法上存在しなかった。従来からある程度の機能を持っていたのが労働基準監督署だったが、制度的には行政取締監督あるいは刑事手続を担当する機関であって、紛争解決そのものを任務としているわけではない。

結局個別紛争では、裁判所がほとんど唯一の紛争解決期間であり、時間を要し、費用がかかる問題があるものの、役割は非常に大きい。裁判所の判決が出ると非常に大きな影響を及ぼし、最高裁判決があると、それが職場におけるルールを形成し、労使関係の大きな指針となる。

集団紛争では、不当労働行為の申立等について取扱事件が減少しているにもかかわらず処理が遅延している。裁判所による取消率の高さも言われ、認定判断機能の強化が指摘されてきた。

個別労働紛争解決促進制度

全国の助言・指導の申出の件数が平成16年度で5,000件を超え、都道府県労働局のあっせん申請件数は2,000件を超えているが、助言指導は1ヶ月以内が90%。あっせんは3ヶ月以内で90%のものが処理されている。都道府県の制度でも同様だが、打ち切りやあっせんへの不参加の問題がある。任意の制度であるので、国の制度のデータではあっせんの合意の成立率は45%で半分を切る。参加すれば、ほぼあっせんが成立するが、出てこないことがかなりある。

労働審判制度

平成18年4月から施行。個別紛争について、3回以内の期日で裁判官と労働関係に関する専門的な知識経験を有する者が調停で解決できる場合には調停を試み、そうでない場合には合議によって審判を下す制度。事件は裁判所に係るが、審理と判定あるいは調停を労働審判委員会が行う。裁判官は労働審判官になり、労使出身の方が労働審判員として合議、あるいは審理をする。

労働審判制度の特色

迅速であること。初回の期日で争点を整理し、2回目に簡単な事情聴取が行われるが、証人尋問を長く行うことは考えられていない。その過程で口頭で主張しあって、2回目ではほぼ審理が原則終わり、調停を試み始める。3回目は補充的な証拠調べと具体的な調停案を飲んでもらうかどうかになる。実質2回の審理。従来の民事訴訟手続とはかなり違ったイメージになる。

弁護士を付けざるを得ないことがほとんどであること。気軽に利用できるものではない。

出頭が強制されること。

労働関係の専門家が加わること。労働者、使用者側出身の方が加わって労働審判委員会を作ることになる。労働関係についての十分な実務経験があるので、事案の適切な理解ができるのではないかと。解決の納得性や信頼度も高まる。その意味では労働委員会と似ているが、大きな違いは、労働審判員は中立な判断者であること。そのため、審判廷外で当事者と接触することができない。

審判に際しては権利関係を踏まえること。例えば、「解雇は権利濫用に当たる。」といった法の適用をすることは予定されている。ただ、審判は、手続の経過を踏まえ紛争の実情に即した柔軟な解決案を示すという条文になっている。解雇事件を例にとると、当事者の意思に反して金銭補償をすることはできないだろうが、申立段階では解雇権濫用で無効を主張したとしても、双方がも金銭解決をする用意があれば、審判の中でそれを示すことができる

訴訟に移行すること。審判が下され、それに異議を申し立てた場合には審判自体が効力を失うことになる。異議を述べると審判手続が終わり、当初から訴えが提起されていたとみなす規定になっている。当事者としては、訴訟になることを覚悟して手続に望むことになる。後でより強制的な手続、本格的な手続が控えていることで、逆に調停や審判の段階で解決しようというインセンティブがもたらされるのではないかと。

労働審判制度の運用に向けた課題

どういう事件に使われるか。審判に向かない事件が来ると、スムーズな運用ができない。条文上は一定の手当があり、労働審判をすることが適切でないとする場合には、審判を行わないで手続を終了させることができる。典型的に予想されているのは、十数年に渡る賃金差別が政治的な思想信条に基づいて積み重ねられたもの。その場合は却下しないで通常訴訟に移行する。

人材面の対応。審判員は、もともと労働関係の専門的な知識を持っていることが前提。裁判官と共に法の適用に当たる点から、法の適用や事例でトレーニングする研修に参加することが予定されている。審判手続の進め方や審判員としての職業倫理についても研修が実施される。

不当労働行為制度の改正

不当労働行為制度の物件提出命令については、それ自体について取消訴訟ができる。その結果、物件提出命令を巡った争いが別個に起きると、かえって迅速化を損ねるので、伝家の宝刀だと考えている。むしろそれを使わないで事実認定を的確に行うことが可能なのが問題。

【労働紛争処理システムの課題】

各システムの役割分担

司法では通常訴訟、仮処分といったものの他に労働審判が加わる。行政では、国の個別労働紛争解決促進制度の他に、労働委員会の個別紛争のあっせんが加わる。その他、国、地方公共団体問わず、行政機関での相談がある。つまり、システムが非常に多面的になってきている。その結果、システムの棲み分けになるのか、競争関係になるのかが問題となる。

軽易な事件や少額な事件は行政上の制度によって解決され続けるのではないか。労働審判は3回で終結する迅速な制度であるが、弁護士代理が原則になり、そこで解決されない場合には、通常訴訟に移行するシステムであるため、やや重めのシステム。

行政のシステムは1回か2回で終了する。無料で場所も多い。労働相談で第一次な取り上げを行い、場合によってはあっせん又は助言指導に至るルートができています。

手続に出ないとか、紛争がやや重いものは、相談業務を通さず当初から労働審判を利用し、だめなら訴訟にいくという分担になるので、相談とあっせんの連携が重要。相談・あっせんの2つのプロセスのつなぎに事務局が、双方と連絡をして交通整理なり状況を伝えれば、合意が成立しやすくなるのでは。これらは行政独特の制度であり裁判所はそこまでできない。その意味で相談からあっせんに至るプロセスで綿密な連携を取ることが労働審判との差別化の要因になる。

雇用社会の変化と紛争解決

従来は紛争が予防されてきた面があったが、予防機能が低下した現状では、逆に企業内の紛争解決も事前規制から事後規制になって、一定程度苦情を持っている従業員が出てくることを前提に対応するスタンスが必要になる。外部の紛争解決処理システムが整備されると、その前に企業内部で解決しようというインセンティブが企業側に高まることがある。企業外部の紛争解決はイメージダウンもあるし、コストや時間もかかる。企業の実情に即した紛争解決ができるかが重要であるが、企業内部の事情や査定の評価基準に詳しい人の法が適切かつ短期に紛争を解決できる。

労働法の機能と紛争解決

紛争解決のためには労働関係の特質を理解することと、一般的な紛争解決能力を持つことが必要。前者については、労働関係は使用者が一方的な決定権を持つ場合が多いし、様々な配転、制度変更が起こるので、紛争の内容が極めて多様化する。解雇権濫用の合理性等を用いると、一刀両断のルールでないため、労働者側、使用者側双方の利害を調整するプロセスが必要。

後者については、例えば、対象となる紛争の実態をよく掴むことが必要。もう1つは、隠れた問題を探り出す能力が必要。人が言うことだけでは問題となる紛争の実態をつかめないことがある。紛争の表面的な部分と、中に隠れた関係に関わる部分を見つけていくことも必要。

システムの整備の面ではかなり技術的で細かな問題が注目されるが、運用を考えるとむしろ、基礎的な紛争解決能力が重要になる。

第 2 章 不当労働行為の審査

1 概 況

平成 17 年中に係属した不当労働行為救済申立事件はなかった。近年の傾向及び特徴的な事件については以下のとおり。

平成 15 年は 3 件係属し、うち 1 件について命令を発し、平成 16 年は 2 件係属し、うち 1 件について命令を発した。

平成 16 年に命令を発した 1 件は、高校を運営する学校法人と合同労組の本部、及び高校に置かれた支部が当事者であった。申立ては、学校法人が、三者で締結していた期間の定めのない労働協約について突然解約予告し、そのことに関する団体交渉に応じず、また支部とのみ労働協約を結んだこと等が、労組法第 7 条第 2 号の団体交渉拒否及び第 3 号の支配介入に該当するとして、救済を求めた事件である。申立後、支部が学校法人と新たな労働協約を結んだことにより申立てを取り下げたが、本部は申立てを維持した。本件について当委員会は調査・審査の結果に基づき、平成 16 年 2 月、解約予告をなかったものとして取扱うこと等を内容として救済命令を発したところ、被申立人はこれを不服として中央労働委員会に再審査を申立てた。

本件は再審査において、平成 16 年 7 月 20 日、勧告和解により終結した。

合同労組の本部に対する不当労働行為が争われたこと、学校法人が本部とは労使関係がないなどとして主張立証を尽くさなかったこと等の特徴があった。

平成 16 年に繰越された 1 件は、タクシー会社の従業員が、組合役員の選挙活動を行ったところ、選挙活動への妨害や過重な懲戒処分、異職種への配置転換等の、労働組合法第 7 条第 1 号の不利益取扱いを受けたとして、個人で救済を申し立てたものである。

本件について当委員会は調査・審問の結果に基づき、平成 16 年 8 月、懲戒処分及び配置転換をなかったものとして取扱うことと等を内容として救済命令を発したところ、被申立人はこれを不服として中央労働委員会に再審査を申立てた。

従来の労使協調的な組合に対し、新たな組合活動を展開しようとした申立人に対し、被申立人側が懲戒処分と配置転換を連続して行っており、その合理性、相当性について被申立人側が、審問において積極的に立証しようとしなかったこと等の特徴があった。

第3章 労働組合の資格審査

1 概況

平成17年中に当委員会が取り扱った労働組合資格審査の件数は、新規係属が4件であった。前年からの繰越しはなかった。

申請理由は4件とも委員推薦のためであり、いずれも労働組合法上の規定に適合することが決定された。

2 労働組合資格審査一覧

(1) 平成17年労働組合資格審査一覧表

番号	組 合 名	申請理由	申 請 年月日	決 定 年月日	処理状況
1	鳥取医療生協労働組合	委員推薦	17. 2.17	17. 2.24	適 合
2	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部	委員推薦	17. 2.18	17. 2.24	適 合
3	鳥取三洋電機労働組合	委員推薦	17. 2.18	17. 2.24	適 合
4	鳥取三洋電機労働組合	委員推薦	17. 7.21	17. 7.28	適 合

(2) 平成8年～平成17年申請理由別一覧表

申請理由 年 別	委員推薦	不当労働 行為救済 申 立	法人登記	総会決議	計	備 考
8	1	1	-	-	2	前年からの繰越1件含む
9	4	1	-	-	5	前年からの繰越1件含む
10	2	3	-	-	5	前年からの繰越1件含む
11	4	1	-	-	5	前年からの繰越1件含む
12	1	1	-	-	2	前年からの繰越1件含む
13	3	2	1	-	6	前年からの繰越1件含む
14	-	1	-	-	1	前年からの繰越1件含む
15	3	3	-	-	6	
16	-	1	1	-	2	前年からの繰越1件含む
17	4	-	-	-	4	

注) 前年からの繰越件数を含む件数である。

(3) 平成8年～平成17年処理区分別一覧表

処理区分 年別	適 合	不 適 合	取 下 げ	打 切 り	次 年 へ 繰 越	計	備 考
8	1	-	-	-	1	2	
9	4	-	-	-	1	5	
10	2	-	2	-	1	5	
11	4	-	-	-	1	5	
12	1	-	-	-	1	2	
13	5	-	-	-	1	6	
14	1	-	-	-	-	1	
15	4	-	1	-	1	6	
16	2	-	-	-	-	2	
17	4	-	-	-	-	4	

注) 前年からの繰越件数を含む件数である。

第 5 章 労働争議の実情調査と争議 行為予告通知

1 概 況

(1) 労働争議の実情調査

労働委員会規則第 6 2 条の 2 の規定に基づく新規の労働争議の実情調査件数は 2 4 件で、昨年と同数であった。

調査開始事由は、労働関係調整法第 3 7 条の規定による公益事業の争議行為予告通知に基づくものが 2 4 件であった。また調査の終結事由は、自主解決によるものが 2 3 件で、翌年に繰越されたものが 1 件であった。

(2) 争議行為予告通知

労働関係調整法第 3 7 条の規定に基づく公益事業の争議行為予告通知の件数は 4 4 件で、昨年に比べ 7 件増加した。

なお、予告通知者を業種別にみると、航空業が最も多く 2 2 件で、次いで病院業が 8 件、道路貨物業が 6 件、港湾業が 3 件、陸上旅客業、通信業が各 2 件、電力業が 1 件であった。

2 労働争議実情調査一覧

(1) 本年新規

番号	事 件 名	交渉地 (市町 村)	調 査 事 項	調 査 開 始 月 日	調 査 結 束 月 日	終 結 事 由
1	日ノ丸西濃運輸争議	鳥取市	賃 上 げ 等	3. 7	5. 9	解 決
2	因伯通運争議(建交労)	鳥取市	賃 上 げ 等	3. 7	4. 25	"
3	J R 西 日 本 争 議 国 鉄 労 働 組 合	米子市	賃 上 げ	3. 7	4. 11	"
4	中 国 電 力 争 議	鳥取市	賃 上 げ 等	3. 7	3. 23	"
5	鳥 取 医 療 生 協 争 議	鳥取市	賃 上 げ 等	3. 23	5. 23	"
6	日ノ丸自動車争議	鳥取市	賃 上 げ 等	3. 23	3. 23	"
7	山陰労災病院争議	米子市	賃 上 げ 等	3. 24	4. 11	"
8	医師会立三朝温泉病院争議	三朝町	賃 上 げ 等	3. 23	6. 16	"
9	境 港 海 陸 運 送 争 議	境港市	賃 上 げ 等	3. 23	3. 23	"
10	J R 西 日 本 争 議 建 交 労 鉄 道 支 部	米子市	賃 上 げ 等	3. 23	3. 23	"
11	因伯通運争議(運輸労連)	鳥取市	賃 上 げ 等	3. 23	4. 25	"

番号	事 件 名	交渉地 (市町 村)	調 査 事 項	調 査 開始 月 日	調 査 終了 月 日	終 結 事 由
12	济生会境港総合病院争議	境港市	賃 上 げ 等	4.11	4.11	解 決
13	济生会境港総合病院争議	境港市	夏期一時金等	5.23	7.7	"
14	山陰労災病院争議	米子市	夏期一時金等	5.24	6.15	"
15	境港海陸運送争議	境港市	夏期一時金	7.7	7.7	"
16	因伯通運争議(建交労)	鳥取市	年末一時金	10.24	12.5	"
17	日ノ丸西濃運輸争議	鳥取市	労働条件	10.24		繰 越
18	济生会境港総合病院争議	境港市	年末一時金等	12.6	12.6	解 決
19	山陰労災病院争議	米子市	年末一時金等	11.21	11.21	"
20	鳥取医療生協争議	鳥取市	年末一時金等	11.17	12.19	"
21	医師会立三朝温泉病院争議	三朝町	年末一時金等	11.17	12.5	"
22	境港海陸運送争議	境港市	年末一時金	11.17	11.17	"
23	因伯通運争議(運輸労連)	鳥取市	年末一時金	11.17	12.6	"
24	日ノ丸自動車争議	鳥取市	育児・介護休業 制 度 等	12.6	12.19	"

3 争議行為予告通知一覧

番号	通知者		受 付 委	交 渉 事 項	受 付 日	争 議 行 為 予 告 日	備 考
	名 称	所在地 (都道府県)					
1	全日本建設交通一般労働組合	東京	中労委	賃上げ等	2.15	3.9	
2	エア・ニッポン乗員組合	福岡	福岡	労働条件等	2.16	3.3	
3	国鉄労働組合	東京	中労委	賃上げ等	2.23	3.18	
4	全日本空輸乗員組合	東京	中労委	賃上げ等	2.24	3.10	
5	全日本空輸乗員組合	東京	中労委	期末手当	2.24	3.10	
6	全国電力関連産業労働組合総連合	東京	中労委	賃上げ等	2.25	3.8	
7	日本航空ジャパン労働組合	東京	中労委	賃上げ等	2.25	3.10	
8	日本トランスオーシャン航空乗員組合	沖縄	沖縄	賃上げ等	2.25	3.9	
9	全国労災病院労働組合	東京	中労委	賃上げ等	3.1	3.16	山陰労災支部
10	山陰医療労働組合連合会	島根	島根	賃上げ等	3.2	3.17	鳥取医療生協病院労働組合、鳥取県中部医師会立三朝温泉病院労働組合、米子医療生協労働組合
11	全日本港湾労働組合	東京	中労委	賃上げ等	3.4	3.17	日本海地方本部境港支部
12	全日本建設交通一般労働組合全国鉄道本部	東京	中労委	賃上げ等	3.4	3.17	
13	エヌ・ティ・ティ労働組合	東京	中労委	特別手当等	3.4	3.15	
14	日本私鉄労働組合総連合会	東京	中労委	賃上げ等	3.4	3.15	
15	全日本運輸産業労働組合連合会	東京	中労委	賃上げ等	3.7	3.18	因伯通運労組
16	日本航空乗員組合	東京	中労委	賃上げ等	3.10	3.24	
17	株式会社日本航空インターナショナル日本アジア航空株式会社	東京	中労委	賃上げ等	3.11	3.24	
18	全済生会労働組合	東京	中労委	賃上げ等	3.22	4.5	
19	情報産業労働組合連合会KDI労働組合	東京	中労委	業績賞与	3.22	4.2	
20	全日本空輸乗員組合	東京	中労委	職場領域等	5.17	6.6	

番号	通知者		受付委	交渉事項	受付月日	争議 行予月 議為日	備考
	名称	所在地 (都道府県)					
21	全日本空輸 乗員組合	東京	中労委	夏期一時金等	5.17	6.6	
22	全済生会労働組合	東京	中労委	夏期一時金等	5.10	5.23	
23	全国労災病院 労働組合	東京	中労委	夏期一時金等	5.23	6.8	山陰労災支部
24	日本航空 労働組合	東京	中労委	夏期一時金等	5.27	6.7	
25	エアニッポン 乗員組合	福岡	福岡	夏期一時金等	5.27	6.13	
26	エアニッポン 乗員組合	福岡	福岡	安全確保等	5.27	6.13	
27	全日本港湾労働組合 日本海地方本部	新潟	新潟	夏期一時金等	6.3	6.16	境港支部
28	日本航空乗員組合	東京	中労委	夏期一時金等	6.8	6.21	
29	株式会社日本航空 インターナショナル 日本アジア航空株式 会社	東京	中労委	夏期一時金等	6.10	6.21	
30	エアニッポン 乗員組合	福岡	福岡	年末一時金等	10.11	10.26	
31	全日本空輸 乗員組合	東京	中労委	乗員派遣	10.18	11.2	
32	全日本空輸 乗員組合	東京	中労委	年末一時金等	10.18	11.2	
33	日本航空 労働組合	東京	中労委	年末一時金等	10.21	11.2	
34	全日本建設交運一 般労働組合	東京	中労委	年末一時金	10.13	11.9	
35	全済生会労働組合	東京	中労委	年末一時金等	10.27	11.10	
36	全国労災病院労働 組合	東京	中労委	年末一時金等	10.28	11.10	山陰労災支部
37	日本航空 乗員組合	東京	中労委	年末一時金等	11.4	11.16	

番号	通知者		受付 労委	交渉事項	受付 月日	争議 行予月 議為 告日	備考
	名称	所在地 (都道府県)					
38	山陰医療労働組合 連合会	島根	島根	年末一時金等	11. 1	11.12	鳥取医療生協病院労働組合、鳥取県中部医師会立三朝温泉病院労働組合、米子医療生協労働組合
39	全日本港湾労働組合 日本海地方本部	新潟	新潟	年末一時金等	11. 2	11.16	境港支部
40	株式会社日本航空 インターナショナル 日本アジア航空株式会社	東京	中労委	年末一時金等	11. 4	11.16	
41	全日本運輸産業労働組合連合会	東京	中労委	年末一時金等	11. 7	11.18	
42	日本私鉄労働組合 総連合会	東京	中労委	労働協約改訂等	11.22	12. 3	
43	エアーニッポン 乗員組合	福岡	福岡	安全運行確保等	11.25	12.12	
44	エアーセントラル 乗員組合	愛知	愛知	安全運行等	12. 2	12.19	

第6章 個別労働関係紛争への対応

1 労働相談対応状況

平成17年4月から、個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に定める労働関係の相談事務を、労委事務局職員が補助執行することとされた。

件数	相談内容(重複集計)				対応状況		
	経営又は人事(解雇等)	賃金等(未払い等)	労働条件等(勤務時間等)	職場の間関係等(嫌がらせ等)	助言・指導・資料提供	あっせん制度紹介	他機関紹介
30	19	6	4	5	22	4	4

(注) あっせん申請されたもの及び労働相談会における相談を含まない。

2 労働相談会の実施状況

職場における個別的な労働関係の問題について、適切な情報提供、助言等による解決のきっかけづくりを行うとともに、併せて個別労働関係紛争あっせん制度の広範な周知を図ることを目的として、労働相談会を実施した。

(1) 春 期

ア 西 部

日 時 平成17年 5月22日(日) 午前10時~午後3時
場 所 西部総合事務所(米子市)
相談対応者 (公)太田会長 (労)手嶋委員 (使)山本委員
(中小企業労働相談所)斎木相談員

イ 東 部

日 時 平成17年 5月29日(日) 午前10時~午後3時
場 所 県民ふれあい会館(鳥取市)
相談対応者 (公)河本会長代理 (労)竹内(篤)委員 (使)川口委員
(中小企業労働相談所)平木相談員

ウ 中 部

日 時 平成17年 6月 5日(日) 午前10時~午後3時
場 所 倉吉未来中心(倉吉市)
相談対応者 (公)松田委員 (労)磯江委員 (使)稲井委員
(中小企業労働相談所)新相談員

工 相談状況

(単位：件)

件数	相談内容(重複集計)				相談会での対応(重複集計)		
	経営又は 人事 (解雇等)	賃金等 (未払い等)	労働条件等 (勤務時間 等)	職場の人 間関係等 (嫌がらせ 等)	助言・指導 ・資料提供	あっせん 制度紹介	他機関紹介
11	1	7	6	1	11	2	3

(2) 秋 期

ア 東 部

日 時 平成17年 9月 4日(日) 午前10時~午後3時
 場 所 県民ふれあい会館(鳥取市)
 相談対応者 (公)河本会長代理 (労)竹内(克)委員 (使)上原委員

イ 中 部

日 時 平成17年 9月11日(日) 午前10時~午後3時
 場 所 倉吉未来中心(倉吉市)
 相談対応者 (公)安酸委員 (労)磯江委員 (使)稲井委員
 (中小企業労働相談所)新相談員

ウ 西 部

日 時 平成17年 9月18日(日) 午前10時~午後3時
 場 所 米子市文化ホール(米子市)
 相談対応者 (公)安本委員 (労)仁宮委員 (使)三橋委員
 (中小企業労働相談所)新井相談員

工 相談状況

(単位：件)

件数	相談内容(重複集計)				相談会での対応(重複集計)		
	経営又は 人事 (解雇等)	賃金等 (未払い等)	労働条件等 (勤務時間 等)	職場の人 間関係等 (嫌がらせ 等)	助言・指導 ・資料提供	あっせん 制度紹介	他機関紹介
18	4	12	12	6	15	1	8

3 個別労働関係紛争あっせん事件

個別労働関係紛争のあっせん制度は平成14年4月1日から条例及び規則により施行された。平成17年の申請は9件で、すべて労働者側からの申請であり、いずれも終結した。その内訳は解決5件、取下げ1件、打切り3件である。

(1) 取扱件数

	取扱件数			処理状況	
	前年繰越	本年新規	計	本年終結	次年繰越
14年	-	1	1	1	-
15年	-	12	12	12	-
16年	-	9	9	9	-
17年	-	9	9	9	-
計	-	31	31	31	-

(2) 申請区分

	労働者	使用者	双方	計
14年	1	-	-	1
15年	12	-	-	12
16年	9	-	-	9
17年	9	-	-	9
計	31	-	-	31

(3) あっせん内容区分

(重複集計)

	経営又は人事(解雇等)	賃金等(未払い等)	労働条件等(勤務時間等)	職場の人間関係(嫌がらせ等)	その他
14年	1	1	-	-	-
15年	7	8	2	1	1
16年	3	8	3	-	3
17年	7	6	1	1	2
計	18	23	6	2	6

(4) 終結処理区分

		14年		15年		16年		17年	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
本年終結	不開始	-	-	-	-	-	-	-	-
	打切り	1	100%	4	33%	2	22%	3	33%
	取下(関与解決)	-	-	3	25%	1	11%	1	11%
	解決	-	-	5	42%	6	66%	5	56%
	次年繰越	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1	100%	12	100%	9	100%	9	100%

(5) あっせん事件一覧

事件 番号	申請日 申請者	あっせん事項	開始日	終 結 日 終結区分	あっ せん 回数	処理 日数	あっせん員
1	2.15 労働者	契約終了に伴う対 応への謝罪と慰謝 料の支払いほか	2.21	3. 2 打切り(双方 の主張の隔た りが大きいた め)	1	16	(公)松田 (労)竹内(篤) (使)川口
2	2.18 労働者	解雇予告手当の支 払い 未払い賃金の支払 い 慰謝料の支払い	2.23	3. 3 解決	1	14	(公)安本 (労)手嶋 (使)三橋
3	2.18 労働者	解雇予告手当の支 払い 賃金の支払い 慰謝料の支払い	3. 2	3.22 解決	2	33	(公)安酸 (労)川下 (使)稲井
4	2.22 労働者	不当な転勤命令等 に対する謝罪 慰謝料の支払い	3. 3	3.10 打切り(双方 の主張の隔た りが大きいた め)	1	17	(公)河本 (労)竹内(篤) (使)川口
5	3.16 労働者	不当な解雇に対す る慰謝料の支払い 解雇後の治療費の 支払い 退職金の差額の支 払い	3.17	4.14 解決	2	30	(公)太田 (労)竹内(克) (使)上原

事件 番号	申請日 申請者	あっせん事項	開始日	終 結 日 終結区分	あっ せん 回数	処理 日数	あっせん員
6	6. 8 労働者	定年延長に伴う退 職金の計算方法の 提示 賃金の支払い	-	6.20 取下げ（被申 請者による申 請者への説明 の機会を設け、 了解の上取下 げ）	-	13	-
7	6.17 労働者	営業中に起きた事 故による車の修理 代の支払い 未払い賃金の支払 い ガソリン代の支払 い	6.27	7.15 解決	2	29	(公)河本 (労)磯江 (使)川口
8	8.31 労働者	解雇の撤回と従前 の労働条件での雇 用の継続 変更解約告知の合 理的な理由の説明 経済的、精神的損 害に対する補償	9. 9	9.29 解決	3	30	(公)太田 (労)五十嵐 (使)三橋
9	11.28 労働者	解雇の撤回	12. 1	12.22 打切り（双方 の主張の隔た りが大きいた め）	3	25	(公)松田 (労)川瀬 (使)上原

資 料

1	第40期鳥取県労働委員会委員名簿	43
2	鳥取県労働委員会あっせん員候補者名簿	44
3	事務局職員名簿	46
4	年別事件件数調	47
5	年別事件処理件数調	48
6	年別地区別事件件数調	51
7	歴代会長名簿	52
8	歴代委員名簿（直近10期；第30期～第39期）	53
9	条例、要綱、申合せ事項等	59
	鳥取県労働委員会の運営に関する規則	59
	鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例	60
	鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則	63
	個別労働関係紛争のあっせん手続に関する実施要領	66
	鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例等に基づく事務 の一部を労働委員会に委任する規則	68
	知事の権限に属する事務（あっせん申請書の受理）の補助執行について	69
	知事の権限に属する事務（労働相談）の補助執行について	70
	鳥取県労働委員会情報公開調整委員会設置要綱	71
	鳥取県労働委員会幹事会設置要綱	72
	鳥取県労働委員会あっせん員候補者に関する内規	73
	鳥取県労働委員会個別労働関係紛争あっせん員候補者に関する内規	75
	不当労働行為審査に関する申合せ	77
10	労働法の改正等、労働問題をめぐる動向について	81
11	労働経済情勢に係る統計資料	85
12	中央労働委員会及び都道府県労働委員会所在地一覧	86

資料は平成18年1月1日現在とした。

1 第40期鳥取県労働委員会委員名簿

(平成18年1月1日現在)

区分	氏名	現職等	現住所
公益委員	(会長) 太田正志	弁護士	米子市
	(会長代理) 河本充弘	弁護士	鳥取市
	松田道昭	(元)鳥取県議会議員	東伯郡琴浦町
	安本仁子	鳥取地方裁判所米子支部民事調停委員 米子簡易裁判所民事調停委員 近畿大学豊岡短期大学特任教授	米子市
	安酸早苗	社会保険労務士	米子市
労働者委員	竹内篤子	(元)全国労働者共済生活協同組合連合会鳥取県本部職員	鳥取市
	仁宮敬富	全国一般労働組合鳥取地方本部会長	島根県松江市
	磯江智昭	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部執行委員長	東伯郡湯梨浜町
	川瀬滋子	鳥取市嘱託職員	鳥取市
	竹内克徳	鳥取三洋電機労働組合中央執行委員長	鳥取市
使用者委員	三橋明	山陰酸素工業株式会社代表取締役副社長	鳥取市
	上原信一	社団法人鳥取県経営者協会専務理事	鳥取市
	山本智通	境港海陸運送株式会社代表取締役社長	米子市
	川口眞佐子	株式会社川口義治商店常務取締役	鳥取市
	稲井幾子	株式会社いない取締役副社長	倉吉市

第40期委員の任期は、平成17年3月28日から平成19年3月27日まで。
このうち、川瀬滋子委員は、平成17年8月10日から平成19年3月27日まで。

労働委員の異動

区分	氏名	任命年月日	退任年月日
労働者	川下 豊洋	平成10年 6月 1日	平成17年 3月26日
労働者	手嶋 ひとみ	平成13年 3月27日	平成17年 7月31日
使用者	榊田 知身	平成 9年 3月27日	平成17年 3月26日

2 鳥取県労働委員会あっせん員候補者名簿

(平成18年1月1日現在)

氏名	現職等	現住所
松田 道昭	(元)鳥取県議会議員 鳥取県労働委員会公益委員	東伯郡琴浦町
杉本 善三郎	弁護士	倉吉市
安本 仁子	鳥取地方裁判所米子支部民事調停委員 米子簡易裁判所民事調停委員 近畿大学豊岡短期大学特任教授 鳥取県労働委員会公益委員	米子市
安酸 早苗	社会保険労務士 鳥取県労働委員会公益委員	米子市
太田 正志	弁護士 鳥取県労働委員会公益委員(会長)	米子市
松本 伸介	鳥取地方裁判所民事調停委員 鳥取簡易裁判所民事調停委員 司法書士	八頭郡八頭町
河本 充弘	弁護士 鳥取県労働委員会公益委員(会長代理)	鳥取市
長井 いずみ	鳥取地方裁判所民事調停委員 鳥取簡易裁判所民事調停委員 税理士	鳥取市
竹内 篤子	(元)全国労働者共済生活協同組合連合会鳥取県本部職員 鳥取県労働委員会労働者委員	鳥取市
仁宮 敬富	全国一般労働組合鳥取地方本部会長 鳥取県労働委員会労働者委員	島根県松江市

氏 名	現 職 等	現 住 所
川 瀬 滋 子	鳥取市嘱託職員 鳥取県労働委員会労働者委員	鳥取市
磯 江 智 昭	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部執行委員長 鳥取県労働委員会労働者委員	東伯郡湯梨浜町
安 田 邦 夫	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	米子市
五十嵐 美知義	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長	鳥取市
竹 内 克 徳	鳥取三洋電機労働組合中央執行委員長 鳥取県労働委員会労働者委員	鳥取市
手 嶋 ひとみ	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副事務局長	東伯郡北栄町
三 橋 明	山陰酸素工業株式会社代表取締役副社長 鳥取県労働委員会使用者委員	鳥取市
住 田 篤 美	米子商工会議所専務理事	米子市
石 富 和 彦	株式会社鳥取銀行常勤監査役	鳥取市
山 根 邦 重	倉吉商工会議所専務理事	東伯郡琴浦町
上 原 信 一	社団法人鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県労働委員会使用者委員	鳥取市
山 本 智 通	境港海陸運送株式会社代表取締役社長 鳥取県労働委員会使用者委員	米子市
川 口 眞佐子	株式会社川口義治商店常務取締役 鳥取県労働委員会使用者委員	鳥取市
稲 井 幾 子	株式会社いない取締役副社長 鳥取県労働委員会使用者委員	倉吉市
長 谷 川 誠	鳥取県労働委員会事務局長	鳥取市
竹 本 英 雄	鳥取県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	鳥取市

あっせん員候補者の任期は、委員については平成17年3月28日から平成19年3月27日まで（このうち川瀬あっせん員候補者については平成17年8月10日から平成19年3月27日まで）。委員、事務局長、事務局次長以外のあっせん員候補者については平成17年4月14日から平成19年3月27日まで。（事務局長、事務局次長は在任期間）

個別労働関係紛争あっせん員候補者も上記名簿のとおりである。任期は、委員については平成17年3月28日から平成19年3月27日まで（このうち川瀬あっせん員候補者については平成17年8月10日から平成19年3月27日まで）。委員、事務局長、事務局次長以外の個別労働関係紛争あっせん員候補者については平成17年4月14日から平成19年3月27日まで。（事務局長、事務局次長は在任期間）

あっせん員候補者の異動

氏名	任命年月日	退任年月日
坂口 千加広	平成15年 3月27日	平成17年 3月26日
川下 豊洋	平成15年 3月27日	平成17年 3月26日
米田 徳久	平成15年 3月27日	平成17年 3月26日
赤井 堯	平成15年 3月27日	平成17年 3月26日
栴田 知身	平成15年 3月27日	平成17年 3月26日

3 事務局職員名簿

（平成17年4月1日現在）

課名	職名	氏名	発令年月日	備考
	事務局長	長谷川 誠	平成 16. 4. 1	
	事務局次長 兼審査調整 課長	竹本 英雄	平成 16. 4. 1	H14.4.1～H16.3.31次長 H16.4.1～H17.3.31次長（調整課長 事務取扱）
審査調整 課担当	主幹	佐々木 登美雄	平成 17. 4. 1	
	主任	森田 泰生	平成 17. 4. 1	
	主事	山本 真之	平成 16. 4. 1	
審査調整 課担当	主幹	岩本文彦	平成 16. 4. 1	
	主任	下田 奈美子	平成 17. 4. 1	
	主事	北川 哲男	平成 17. 4. 1	

4 年別事件件数調

(昭和21年～平成17年)

区分 年別	調 整 事 件				実情調査	個別労働 関係紛争 あつせん	不当労働 行 為	資格審査	認定告示	行政訴訟 事 件	再審査 事 件
	あつせん	調 停	仲 裁	計							
昭 和 21～34	64	11		75	93		27	307		2	3
35	2			2	6		1	20			
36	11	2		13	8		3	29		1	1
37	13	4	2	19	11		2	34			
38	16	3		19	20		4	44			1
39	15	3		18	27		5	14			
40	23	5		28	24		4	5	3		1
41	12			12	28		8	24			
42	21			21	36		2	26	1		
43	6			6	31		1	1			2
44	12	3		15	33			12			
45	21	1		22	42		8	11	1		
46	40	3		43	55		6	25			
47	30	3		33	37		4	2			
48	18	1		19	38		5	15			
49	20			20	38		9	18	1	1	
50	23			23	38		6	26		1	
51	19	2		21	37		17	29			
52	8			8	29		1	12		1	
53	9			9	35		3	11			
54	8			8	34		2	11			
55	6			6	31		1	3			
56	12	1		13	39		1	11			
57	12	12		24	35		2	3			
58	11	3	5	19	26		7	7			
59	14	16	1	31	28		5	19			
60	5	1		6	22		2	10			
61	13		1	14	27		1	2			
62	9			9	20			6			1
63	11			11	27		1	4			1
平成元	4			4	23		4	12			
2	9			9	37						
3	11			11	39			5			1
4	3			3	27		1	1			
5	5			5	26		1	7			1
6	5	1		6	20			1			
7	3			3	20			7			
8	1			1	21			1			
9	2			2	23			4			
10	1			1	20		2	4			
11				0	23			4			
12				0	22		1	1			
13				0	25		1	5			2
14	1			1	25	1					
15				0	24	12	3	6			
16	1			1	24	9		1			2
17				0	24	9		4			
計	530	75	9	614	1378	31	151	804	6	6	16

5 年別事件処理件数調

(1) 審査事件

区分	不 当 労 働 行 為 事 件															
	取 扱 開 始			審 査 状 況										本 年 申		
	前 年 か ら の 繰 越	本 年 申 立 て	計	申 立 て の 却 下	申立ての取下げ			全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	移 管	処 罰 請 求	終 結 計	次 年 へ 繰 越 し	解 雇	不 利 益 処 分
					自 発 的	和 解 関 与	左 以 外									
年別																
昭和 21~34	7	27	34		3	5	9	3	3	2	1	1	27	7	21	3
35		1	1				1						1	0		
36		3	3						2	1			3	0	2	1
37		2	2	1			1						2	0	1	1
38		4	4				1		1	1			3	1	1	1
39	1	5	6		1	1	3						5	1	2	3
40	1	4	5		1		1		2				4	1		2
41	1	8	9			1	5						6	3	3	4
42	3	2	5			1							1	4	2	
43	4	1	5		1		1		1	1			4	1		1
44	1		1			1							1	0		
45		8	8			1	3						4	4	1	4
46	4	6	10		1	3	2						6	4		5
47	4	4	8			3	4		1				8	0	1	
48		5	5										0	5	1	2
49	5	9	14		1		3		1				5	9	2	7
50	9	6	15		1	1	3		1				6	9	1	4
51	9	17	26		1		6			1			8	18	2	12
52	18	1	19			8	1	1					10	9	1	
53	9	3	12				8						8	4		2
54	4	2	6				3						3	3	1	1
55	3	1	4				2						2	2	1	
56	2	1	3				1						1	2		1
57	2	2	4				1						1	3		2
58	3	7	10		5								5	5		7
59	5	5	10				1						1	9	1	1
60	9	2	11				4						4	7		
61	7	1	8			4							4	4		1
62	4		4						2				2	2		
63	2	1	3						2				2	1		1
平成元	1	4	5				1						1	4		2
2	4		4										0	4		
3	4		4	1			1		1				3	1		
4	1	1	2										0	2		
5	2	1	3						1				1	2	1	
6	2		2				1						1	1		
7	1		1										0	1		
8	1		1										0	1		
9	1		1										0	1		
10	1	2	3		1	1							2	1		
11	1		1										0	1		
12	1	1	2										0	2		1
13	2	1	3	1						1			2	1		
14	1		1						1				1	0		
15		3	3						1				1	2		1
16	2		2						2				2	0		
17			0										0	0		
計	142	151	293	3	16	30	67	4	22	7	1	1	151	142	45	70

(昭和21年～平成17年)

立事件内訳			労働組合資格審査							認定告示			行政訴訟		再審査事件	
			取扱開始			取 下 げ ・ 打 切 り	資格審査		次 年 へ 繰 越 し	申 請	結 果		次 年 へ 繰 越 し	前 年 か ら の 繰 越 し		本 年 提 訴
支 配 介 入	団 交 拒 否	そ の 他	前 年 か ら の 繰 越	本 年 申 請	計		資 格 あ り	資 格 な し			認 定 告 示	打 切 り ・ そ の 他			前 年 か ら の 繰 越 し	
12	5		1	307	308	17	289	1	1				1	2	3	
1				20	20	1	19		0							
3				29	29		29		0					1	1	
2				34	34	1	33		0				1			
3	1			44	44	2	41		1						1	
4			1	14	15	2	12		1							
4	1		1	5	6	1	4		1	3	3				1	
7	2		1	24	25	6	15		4							
1			4	26	30	3	23		4	1	1					
			4	1	5	3	1		1						2	
			1	12	13	2	11		0							
5				11	11	4	3		4	1		1				
2	1		4	25	29	6	18		5		1					
3			5	2	7	5	2		0							
4				15	15		9		6							
3	3		6	18	24	6	5		13	1	1				1	
2	4		13	26	39	6	23		10						1	
15	8	3	10	29	39	6	3		30				1			
1	1		30	12	42	18	13		11				1	1		
1	1		11	11	22	10	9		3				2			
2	2		3	11	14	3	8		3				2			
1	1		3	3	6	3	1		2							
1			2	11	13	1	10		2							
1	2	1	2	3	5	1			4							
2	2	1	4	7	11		6		5							
5	4		5	19	24	1			23							
1	1		23	10	33	4	8		21							
1			21	2	23	17	1		5							
			5	6	11		10		1						1	
1			1	4	5		4		1						1	
4	1		1	12	13	1	6		6							
			6		6				6							
			6	5	11	1	9		1						1	
1	1		1	1	2				2							
1			2	7	9		6		3						1	
			3	1	4	2	1		1							
			1	7	8	1	6		1							
			1	1	2		1		1							
			1	4	5		4		1							
	2		1	4	5	2	2		1							
			1	4	5		4		1							
1			1	1	2		1		1							
	1		1	5	6		5		1						2	
			1		1		1		0							
1	2			6	6	1	4		1							
			1	1	2		2		0						2	
				4	4		4		0							
96	46	5	189	804	993	137	666	1	189	6	6	0	1	8	6	16

(2) 調整事件

(昭和21年～平成17年)

区分 年別	前年からの繰越	本年申請	計	調整状況								解決率 (%)	
				解決	関与解決 (個別)	不調	打切り	取下げ	不開始	移管	次年へ繰越し		
昭和21～34		75	75	48		8	17	1			1		66
35		2	2	2									100
36		13	13	7		3	2	1					58
37		19	19	10		1	7				1		56
38	1	19	20	15			3	2					83
39		18	18	12		1	3	2					75
40		28	28	17			9	2					65
41		12	12	7		1	2	1			1		70
42	1	21	22	11			7	4					61
43		6	6	3			3						50
44		15	15	11		1	1	2					85
45		22	22	15		1	3	3					79
46		43	43	17		1	20	5					45
47		33	33	16		3	10	4					55
48		19	19	9		1	7	2					53
49		20	20	8			6	5			1		57
50	1	23	24	17			4	2			1		81
51	1	21	22	8			11	1			2		42
52	2	8	10	8			1				1		89
53	1	9	10	6			4						60
54		8	8	4			2	1			1		67
55	1	6	7	1		1	5						14
56		13	13	6			7						46
57		24	24	9		2	2				11		69
58	11	19	30	17		4	5	1	3				65
59		31	31	9		4	8	9			1		43
60	1	6	7	3			4						43
61		14	14	8			5	1					62
62		9	9	6			3						67
63		11	11				11						0
平成元		4	4			1	3						0
2		9	9	1			8						11
3		11	11				10	1					0
4		3	3				3						0
5		5	5	2			3						40
6		6	6			1	2	3					0
7		3	3				2				1		0
8	1	1	2				1	1					0
9		2	2				2						0
10		1	1	1									100
11			0										
12			0										
13			0										
14		1 (1)	1 (1)	1			(1)						100 (0)
15		(12)	0 (12)	(5)	(2)		(4)	(1)					(58)
16		1 (9)	1 (9)	(5)	(1)		(2)	1 (1)					0 (66)
17		(9)	(9)	(5)	(1)		(3)						0 (66)
計	21	614 (31)	635 (31)	315 (15)	(4)	34	206 (10)	55 (0)	3 (0)	1	21 (0)	57 (66)	

(注) 解決率 = { 解決 + (関与解決) } ÷ (解決 + 不調 + 打切り + 取り下げ + 関与解決)

() 内は個別労働関係紛争あつせん事件に関する数字で外数

6 年別地区別事件件数調

(平成7年～平成17年)

事件名	地区名	事件内訳	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
調整事件	東部	あっせん	2	1	2	1				1		1	
		調停											
		仲裁											
		計	2	1	2	1	0	0	0	1	0	1	0
	中部	あっせん											
		調停											
		仲裁											
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	西部	あっせん	1										
		調停											
		仲裁											
		計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	あっせん	3	1	2	1	0	0	0	1	0	1	0	
	調停	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	仲裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	3	1	2	1	0	0	0	1	0	1	0	
実情調査	東部		11	13	15	13	12	14	12	11	10	11	11
	中部								2	2	2	2	2
	西部		9	8	8	7	11	8	11	12	12	11	11
	計		20	21	23	20	23	22	25	25	24	24	24
個別労働関係紛争 あっせん事件	東部										5	3	5
	中部										1	1	1
	西部									1	6	5	3
	計									1	12	9	9
不当労働行為事件	東部				2						2		
	中部								1				
	西部							1			1		
	計		0	0	0	2	0	1	1	0	3	0	0
行政訴訟事件													
再審査事件									2			2	

7 歴代会長名簿

期	氏名	役職	任期
第1期	君野 順三	弁護士	昭和21年3月1日 ~ 昭和22年2月27日
第2期	徳永 長	鳥取第一 中学校教頭	昭和22年3月1日 ~ 昭和23年2月29日
第3期	君野 順三	弁護士	昭和23年3月1日 ~ 昭和24年3月25日
第4期 ~ 第7期	田中 秀次	弁護士	昭和24年3月26日 ~ 昭和28年9月30日
第8期 ~ 第15期	花房 多喜雄	弁護士	昭和28年10月1日 ~ 昭和36年10月31日
第16期 ~ 第17期	下田 三子夫	弁護士	昭和36年11月1日 ~ 昭和38年12月5日
第18期 ~ 第19期	上原 隼三	弁護士	昭和38年12月6日 ~ 昭和41年2月25日
第20期 ~ 第32期	下田 三子夫	弁護士	昭和41年2月26日 ~ 平成3年3月26日
第33期 ~ 第36期	勝部 可盛	弁護士	平成3年3月27日 ~ 平成11年3月26日
第37期	田村 康明	弁護士	平成11年3月27日 ~ 平成13年3月26日
第38期 ~ 第40期	太田 正志	弁護士	平成13年3月27日 ~ 現在

8 歴代委員名簿（直近10期；第30期～39期）

（ 会長 会長代理 ）

区分	氏名	役職	備考
第30期		昭和60年3月27日任命	
公益委員	下田三子夫	弁護士、税理士	
	勝部可盛	弁護士	
	芳村尚之	(元)鳥取県議会事務局長	
	福士俊一	鳥取大学農学部教授	
	岩井登志雄	(元)鳥取県土木部次長	
労働者委員	神波尚典	鳥取県労働組合総評議会中部地区評議会議長	
	川勝敏和	鳥取県中立組合連絡協議会議長	昭61.8.31 辞職
	山田篤	鳥取県高等学校教職員組合執行委員長	
	石井信儀	全日本労働総同盟鳥取地方同盟書記長	
	桜田憲昭	鳥取県労働組合総評議会東部地区評議会副議長	
	大木戸武敏	鳥取県中立組合連絡協議会議長	昭61.9.24 任命
使用者委員	由谷武之	ヒシクラ商事株式会社取締役社長	
	鈴木実	鳥取県経営者協会専務理事	
	田中和夫	鳥取信用金庫理事長	
	藤井俊郎	株式会社山陰放送代表取締役専務	
	小林繁	米子機工株式会社取締役社長	
第31期		昭和62年3月27日任命	
公益委員	下田三子夫	弁護士、税理士	
	勝部可盛	弁護士	
	福士俊一	鳥取大学農学部教授	
	岩井登志雄	(元)鳥取県土木部次長	
	森田吉次郎	(元)鳥取県代表監査委員	
労働者委員	神波尚典	鳥取県労働組合総評議会中部地区評議会議長	
	後藤健夫	鳥取県労働組合総評議会西部地区評議会議長	
	石井信儀	全日本労働総同盟鳥取地方同盟書記長	昭63.12.31 辞職
	竹中安明	鳥取県労働総同盟会長	平1.2.1 任命
	平井五郎	鳥取県労働組合総評議会東部地区評議会議長	平1.2.10 辞職
	大木戸武敏	鳥取県中立組合連絡協議会議長	
使用者委員	由谷武之	ヒシクラ商事(株)取締役社長	
	鈴木実	鳥取県経営者協会専務理事	
	田中和夫	鳥取信用金庫理事長	
	藤井俊郎	株式会社山陰放送代表取締役社長	
	小林繁	米子機工(株)取締役社長	
第32期		平成元年3月27日任命	
	下田三子夫	弁護士、税理士	

区分	氏名	役職	備考
公益委員	勝部可盛	弁護士	
	岩井登志雄	(元)鳥取県土木部次長	
	森田吉次郎	(元)鳥取県代表監査委員	
	田村康明	弁護士	
労働者委員	岡田明	鳥取県労働組合総評議会東部地区評議会議長	
	後藤健夫	鳥取県労働組合総評議会西部地区評議会議長	
	山田篤	鳥取県高等学校教職員労働組合執行委員長	
	竹中安明	鳥取県労働総同盟会長	
	大木戸武敏	鳥取県中立組合連絡協議会議長	
使用者委員	由谷武之	ヒシクラ商事株式会社代表取締役社長	
	田中和夫	鳥取県経営者協会会長 鳥取県社会福祉協議会会長	
	小林繁	米子機工株式会社取締役社長	
	高田勝之助	鳥取県経営者協会専務理事	
	永瀬正治	永瀬石油株式会社取締役社長	
第33期		平成3年3月27日任命	
公益委員	勝部可盛	弁護士	
	森田吉次郎	(元)鳥取県代表監査委員	
	大村光昭	公認会計士、税理士	
	田村康明	弁護士	
	山田修平	鳥取女子短期大学教授	
労働者委員	広藤強	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長	
	竹中安明	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 中国電力労働組合鳥取県本部長	
	桜田憲昭	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長 全国金属機械労働組合 日立フェライト支部執行委員長	
	大木戸武敏	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 鳥取三洋電機労働組合中央執行委員長	
	笠見猛	全日本自治団体労働組合鳥取県本部書記長	
使用者委員	田中和夫	鳥取県経営者協会会長 鳥取県社会福祉協議会会長	
	小林繁	米子機工株式会社取締役社長	
	高田勝之助	鳥取県経営者協会専務理事	
	河田賢一	株式会社河田組取締役社長	
	永瀬正治	永瀬石油株式会社取締役社長	

区分	氏名	役職	備考
第34期		平成5年3月27日任命	
公益委員	勝部可盛	弁護士	
	森田吉次郎	(元)鳥取県代表監査委員	
	大村光昭	公認会計士、税理士	
	田村康明	弁護士	
	山田修平	鳥取女子短期大学教授	
労働者委員	森岡正太郎	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 ゼンセン同盟鳥取県支部長	平6.9.1任命
	広藤強	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長	
	竹中安明	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 中国電力労働組合鳥取県本部長	平6.8.31辞職
	桜田憲明	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長 全国金属機械労働組合 日立フェライト支部執行委員長	
	大木戸武敏	日本労働組合総連合会副会長 鳥取三洋電機労働組合中央執行委員長	
	笠見猛	全日本自治団体労働組合鳥取県本部書記長	
使用者委員	小林繁	米子機工株式会社取締役社長	
	高田勝之助	鳥取県経営者協会専務理事	
	河田賢一	鳥取県経営者協会副会長 株式会社河田組取締役社長	
	永瀬正治	米子商工会議所副会頭 永瀬石油株式会社取締役社長	
	児嶋祥悟	鳥取瓦斯株式会社取締役社長	
第35期		平成7年3月27日任命	
公益委員	勝部可盛	弁護士	
	森田吉次郎	(元)鳥取県代表監査委員	
	田村康明	弁護士	
	山田修平	鳥取女子短期大学教授	
	坂口千加広	公認会計士、税理士	
労働者委員	森岡正太郎	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 ゼンセン同盟鳥取県支部長	
	谷口勝彦	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長 全国電気通信労働組合鳥取県支部執行委員長	平7.10.1任命 平8.10.31辞職
	広藤強	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長代行	
	桜田憲昭	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 全国金属機械労働組合 日立フェライト支部執行委員長	平7.9.30辞職

区分	氏名	役職	備考
	大木戸 武 敏	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 鳥取三洋電機労働組合中央執行委員長	
	笠 見 猛	全日本自治団体労働組合鳥取県本部書記長	
使用者委員	河 越 庄 市	寿製菓株式会社取締役会長	平 7.6.1 任命
	小 林 繁	米子機工株式会社取締役社長	平 7.4.6 死亡
	高 田 勝之助	鳥取県経営者協会専務理事	
	河 田 賢 一	鳥取県経営者協会副会長 株式会社河田組取締役社長	
	永 瀬 正 治	米子商工会議所副会頭 永瀬石油株式会社取締役社長	
	児 島 祥 悟	鳥取瓦斯株式会社取締役社長	
第 3 6 期		平成 9 年 3 月 2 7 日 任命	
公益委員	勝 部 可 盛	弁護士	
	田 村 康 明	弁護士	
	森 本 節 男	(元)鳥取県代表監査委員	
	山 田 修 平	鳥取女子短期大学教授	
	坂 口 千加広	公認会計士・税理士	
労働者委員	森 岡 正太郎	日本労働組合総連合会鳥取県連合副会長 ゼンセン同盟鳥取県支部長	
	広 藤 強	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	平 10.1.28 死亡
	石 田 喜 昭	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長	
	川 下 豊 洋	鳥取県職員連合労働組合中央執行委員長 鳥取県職員労働組合執行委員長	平 10.6.1 任命
	大木戸 武 敏	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 鳥取三洋電機労働組合中央執行委員長	
	笠 見 猛	全日本自治団体労働組合中央執行委員 政治政策局次長	平 10.5.31 辞職
	安 田 邦 夫	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長 N T T 労働組合鳥取県支部執行委員長	平 10.6.1 任命
使用者委員	河 越 庄 市	鳥取県経営者協会副会長 寿製菓株式会社取締役会長	
	高 田 勝之助	鳥取県経営者協会専務理事	
	河 田 賢 一	鳥取県経営者協会副会長 株式会社河田組取締役社長	
	榊 田 知 身	境港海陸運送株式会社取締役社長	
	児 嶋 祥 悟	鳥取県経済同友会代表幹事 鳥取瓦斯株式会社取締役社長	

区分	氏名	役職	備考
第37期		平成11年3月27日任命	
公益委員	田村康明	弁護士	
	森本節男	(元)鳥取県代表監査委員	
	早原彰子	総務庁行政相談委員	
	山田修平	鳥取女子短期大学教授	
	太田正志	弁護士	
労働者委員	石田喜昭	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長代行	
	川下豊洋	鳥取県職員連合労働組合中央執行委員長 鳥取県職員労働組合執行委員長	
	大木戸武敏	全日本電気・電子・情報関連産業労働組合連合会 山陰地方協議会議長 鳥取三洋電気労働組合中央執行委員長	
	安田邦夫	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長 NTT労働組合鳥取県支部執行委員長	
	平家裕一	中国電力労働組合鳥取県本部長	平 12.7.31 辞職
	仁宮敬富	全国一般労働組合鳥取地方本部執行委員長	平 12.8.1 任命
使用者委員	河越庄市	鳥取県経営者協会副会長 寿製菓株式会社取締役会長	平 11.8.31 辞職
	高田勝之助	鳥取県経営者協会専務理事	
	河田賢一	鳥取県経営者協会副会長 株式会社河田組取締役社長	
	三橋明	株式会社さんれいフーズ常任監査役	平 11.9.1 任命
	榭田知身	境港海陸運送株式会社取締役社長	
	児嶋祥悟	鳥取県経済同友会代表幹事 鳥取県経営者協会常任理事 鳥取瓦斯株式会社取締役社長	
第38期		平成13年3月27日任命	
公益委員	太田正志	弁護士	
	河本充弘	弁護士	
	松田道昭	(元)県議会議員	
	古賀裕子	税理士	
	喜多恵子	鳥取大学工学部助教授	平 14.12.2 辞職
	安酸早苗	社会保険労務士	平 14.12.3 任命
労働者委員	竹内篤子	(元)全労災鳥取県本部職員	
	仁宮敬富	全国一般労働組合鳥取地方本部執行委員長	
	川下豊洋	鳥取県職員連合労働組合中央執行委員長 鳥取県職員労働組合執行委員長	
	隅田智司	松下電器産業労働組合米子支部執行委員長	

区分	氏名	役職	備考
	手嶋ひとみ	日本労働組合総連合会鳥取県連合会職員	
使用者委員	三橋明	山陰酸素工業株式会社代表取締役副社長	
	榊田知身	境港海陸運送株式会社取締役社長	
	上原信一	社団法人鳥取県経営者協会専務理事	
	川口眞佐子	株式会社川口義治商店常務取締役	
	稲井幾子	株式会社いない取締役副社長	
第39期		平成15年3月27日任命	
公益委員	太田正志	弁護士	
	河本充弘	弁護士	
	松田道昭	(元)県議会議員	
	安本仁子	鳥取家庭裁判所米子支部調停委員 近畿大学豊岡短期大学非常勤講師	
	安酸早苗	社会保険労務士	
労働者委員	竹内篤子	(元)全労災鳥取県本部職員	
	仁宮敬富	全国一般労働組合鳥取地方本部執行委員長	
	川下豊洋	鳥取県職員連合会労働組合特別中央執行委員 鳥取県職員労働組合特別執行委員	
	隅田智司	松下電器産業労働組合米子支部執行委員長	平 15.12.4 辞職
	竹内克徳	鳥取三洋電機労働組合中央執行委員長	平 15.12.25 任命
	手嶋ひとみ	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副事務局長	
使用者委員	三橋明	山陰酸素工業株式会社代表取締役副社長	
	榊田知身	境港海陸運送株式会社取締役社長	
	上原信一	社団法人鳥取県経営者協会専務理事	
	川口眞佐子	株式会社川口義治商店常務取締役	
	稲井幾子	株式会社いない取締役副社長	

9 条例、要綱、申合せ事項等

鳥取県労働委員会の運営に関する規則

平成17年2月25日

鳥取県労働委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、労働組合法(昭和24年法律第174号。以下「法」という。)第26条第2項及び労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第26条の3の規定に基づき、鳥取県労働委員会(以下「労働委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(総会の招集)

第2条 労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第4条第1項に規定する総会の招集日は、毎月第2木曜日及び第4木曜日とする。ただし、総会の招集日が鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日に当たる場合その他労働委員会会長(以下「会長」という。)が必要と認めるときは、会長は、総会の招集日を変更し、又は総会を招集しないことができる。

(審査の期間の目標)

第3条 労働委員会は、法第27条の18の規定に基づき、審査の期間の目標(以下「目標」という。)を総会において決定するものとする。

2 労働委員会は、前項の規定に基づいて目標を定めたときは、鳥取県公報への登載及びインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(目標の達成状況その他の審査の実施状況の公表)

第4条 労働委員会は、目標の達成状況その他の審査の実施状況を、審査を実施した年の翌年の1月末日までに公表するものとする。

2 前項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事件の概要
- (2) 審査の概要
- (3) 事件の終結状況
- (4) 目標の達成状況
- (5) その他会長が必要と認める事項

3 第1項の公表は、鳥取県公報への登載及びインターネットの利用その他の方法により行うものとする。

附 則

この規則は、平成17年3月1日から施行する。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例

平成14年3月29日

鳥取県条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働者の募集及び採用に関する事項についての個々の求職者と事業主との間の紛争を含む。以下「個別労働関係紛争」という。）について、あっせんの制度を設けること等により、その実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

(紛争の自主的解決)

第2条 個別労働関係紛争が生じたときは、当該個別労働関係紛争の当事者は、早期に、かつ、誠意をもって、自主的な解決を図るように努めなければならない。

(労働者、事業主等に対する情報提供等)

第3条 知事は、個別労働関係紛争を未然に防止し、及び個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、労働者、求職者又は事業主に対し、労働関係に関する事項並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(あっせん)

第4条 知事は、個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第6条に規定する労働争議に当たる紛争、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第26条第1項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。以下この条及び第6条において同じ。）について、当該個別労働関係紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）の双方又は一方からあっせんの申請があった場合には、あっせんを行うものとする。

2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、あっせんを行わないことができる。

- (1) 県外の事業所における労働関係に係るもの
- (2) 訴えの提起がなされているもの又は判決が確定し、裁判上の和解が調い、若しくは訴えに係る請求の放棄若しくは認諾がなされたもの
- (3) 民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停の申立てがなされているもの又は同法による調停が成立したもの
- (4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第14条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの
- (5) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）による解決の援

助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言若しくは指導がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第6条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法によるあっせんが成立したもの

(6) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等に係る法令違反があるとして労働者から申告がされたものであって労働基準監督署長その他の行政官庁による助言、指導、処分等がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの

(7) その他紛争の実情があっせんに適さず、又はあっせんの必要がないと認められるもの

3 事業主は、労働者が第1項の申請を行ったことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（あっせん員候補者）

第5条 知事は、労働関係調整法第10条に規定する名簿に記載されている者を個別労働関係紛争あっせん員候補者として委嘱する。

（あっせん員の指名）

第6条 知事は、第4条第1項のあっせんに、前条の規定により委嘱された者のうちからあっせんの申請に係る個別労働関係紛争（以下「事件」という。）ごとに指名する個別労働関係紛争あっせん員（以下「あっせん員」という。）に行わせるものとする。

2 知事は、前項のあっせん員の指名に当たっては、使用者を代表する者、労働者を代表する者及び公益を代表する者としてそれぞれ1人を指名するものとする。ただし、事件の処理に関し必要があると認めるときは、指名するあっせん員の数を増員することができる。この場合において、使用者を代表する者として指名する者と労働者を代表する者として指名する者は、同数でなければならない。

（あっせんの方法）

第7条 あっせん員は、紛争当事者間をあっせんし、紛争当事者双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が迅速に解決されるように努めなければならない。

2 あっせん員は、紛争当事者から意見を聴取するほか、必要に応じ、参考人から意見を聴取し、又はこれらの者から意見書の提出を求め、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを紛争当事者に提示することができる。

3 前項のあっせん案の作成は、あっせん員の全員一致をもって行うものとする。

（あっせんの打切り）

第8条 あっせん員は、事件があっせんによつては解決の見込みがないと認めるときは、あっせんに打ち切ることができる。

（秘密を守る義務）

第9条 あっせん員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(適用除外)

第10条 この条例は、船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第6条第1項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者並びに国家公務員及び地方公務員については、適用しない。ただし、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項の企業職員、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第47条の職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であって地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員以外のものの勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りでない。

(規則への委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第3号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第6条中知事等の退職手当に関する条例第7条第1項の改正(同条を第6条とする改正及び「又は同項に規定する企業職員等」を「、同項に規定する企業職員等又は同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」に改める部分を除く。)及び第11条中鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第4条第1項の改正は、公布の日から施行する。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則

平成14年3月29日

鳥取県規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(あっせんの申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により同項のあっせん（以下「あっせん」という。）の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（以下「あっせん申請書」という。）を知事に提出しなければならない。この場合において、同項に規定する紛争当事者（以下「紛争当事者」という。）の双方によるあっせんの申請は、連名により行わなければならない。

(1) 申請年月日

(2) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）

(3) 紛争当事者の一方によりあっせんの申請をする場合には、他の一方の紛争当事者（以下「被申請者」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）

(4) 関係事業所の名称、所在地、従業員数及び事業の種類

(5) あっせんを求める事項及びその理由

(6) 紛争の経過及び紛争当事者の主張

(7) 条例第4条第2項各号のいずれにも該当しない旨

(あっせん員候補者名簿)

第3条 知事は、条例第5条の個別労働関係紛争あっせん員候補者（以下この項において「あっせん員候補者」という。）の委嘱をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載したあっせん員候補者名簿を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(1) あっせん員候補者の氏名及び職業

(2) あっせん員候補者の経歴

(3) あっせん員候補者を委嘱した年月日

2 知事は、前項の記載事項に変更があった場合には、遅滞なく、当該記載事項を変更するものとする。

(あっせんの開始等)

第4条 知事は、あっせんを行うときは、紛争当事者に対し、遅滞なく、その旨、条例第6条第1項の個別労働関係紛争あっせん員（以下「あっせん員」という。）の氏名その他必要な事項を通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、当該事件（条例第6条第1項に規定する事件をいう。）

以下同じ。)の事実の調査を職員に行わせることができる。

3 知事は、条例第4条第2項の規定によりあっせんを行わないこととしたときは、申請者に対し、遅滞なく、その理由を付してその旨を通知するものとする。

(あっせんの期日等)

第5条 あっせん員は、あっせんの期日及び場所を定めて紛争当事者に通知するものとする。

2 前項の規定によりあっせんの期日を指定された紛争当事者は、あらかじめあっせん員の許可を受けて、補佐人を伴って出席し、補佐人に意見の陳述の補佐をさせることができる。

3 紛争当事者は、あっせんの期日における意見の陳述等を他人に代理させる場合には、代理人の氏名、住所及び職業を記載した書面に、代理権授与の事実を証明する書面を添付して、あっせん員に提出し、許可を受けなければならない。

(あっせん案の受諾)

第6条 あっせん員は、紛争当事者の双方が条例第7条第2項のあっせん案を受諾したときは、当該あっせん案に署名又は記名押印をするものとする。この場合において、紛争当事者も当該あっせん案に署名又は記名押印をするものとする。

(あっせんの打ち切り)

第7条 あっせん員は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第8条の規定に基づき、あっせんを打ち切ることができる。

(1) 第4条第1項の通知を受けた被申請者が、あっせんの手続に参加する意思がない旨を表明したとき。

(2) 条例第7条第2項の規定に基づき提示されたあっせん案について、紛争当事者の一方又は双方が受諾しないとき。

(3) 紛争当事者の一方又は双方があっせんの打ち切りを申し出たとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、あっせんによっては事件の解決の見込みがないと認めるとき。

2 あっせん員は、条例第8条の規定によりあっせんを打ち切ったときは、紛争当事者に対し、遅滞なく、その理由を付してその旨を通知するものとする。

(あっせんの取下げ等)

第8条 申請者は、事件が解決し、又はあっせんが打ち切られるまでは、いつでもあっせんを求める事項の全部若しくは一部を取り下げ、又は変更し、若しくは追加することができる。

2 知事は、前項の取下げ又は変更若しくは追加があったときは、被申請者に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。

3 第1項の取下げがあったときは、あっせんは、取り下げられた事項について終了する。

(知事への報告)

第9条 あっせん員は、あっせんを求める事項の全部が取り下げられ、事件が解決し、又はあっせんを打ち切ったときは、その経過及び結果を知事に報告しなければならない。

(あっせん手続の非公開)

第10条 あっせん員が行うあっせんの手続は、公開しないものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、あっせんに関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年10月28日から施行する。

個別労働関係紛争のあっせんの手続に関する実施要領

平成14年3月28日

第875回定例総会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（平成14年鳥取県規則第14号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、あっせんの手続に關し必要な事項を定めるものとする。

(あっせんの申請)

第2条 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号。以下「条例」という。）第4条第1項に規定するあっせんの申請は、労働委員会事務局で行うことができるものとする。

2 規則第2条のあっせん申請書は、様式第1号のとおりとする。

(担当職員)

第3条 会長は、条例第4条第1項に規定するあっせんの申請があったときは、速やかに当該事件を担当する事務局職員（以下「担当職員」という。）を指名するものとする。

(開始及び不開始の通知)

第4条 規則第4条第1項のあっせんの開始の通知は申請者に対しては様式第2号により、被申請者に対しては様式第3号により、同条第3項のあっせんの不開始の通知は様式第4号により行うものとする。

(あっせん員の指名)

第5条 会長は、条例第6条第2項の規定によりあっせん員を指名する場合において、事件の適正な解決のため、紛争当事者の要望等諸般の事情を考慮するものとする。

(調査)

第6条 会長は、あっせんを開始する場合には、原則として、規則第4条第2項の規定により速やかに担当職員に担当事件の調査を行わせるものとする。

(あっせんの実施)

第7条 あっせん員は、規則第5条第1項によりあっせんの期日及び場所を定めるにあたって、紛争当事者の要望等を考慮するものとする。

2 規則第5条第1項のあっせんの期日等の通知は、様式第5号により行うものとする。

(補佐人及び代理人の許可等)

第8条 規則第5条第2項の補佐人の許可及び同条第3項の代理人の許可（以下この条において「許可」という。）の申請書は様式第6号のとおりとし、同条同項の代理権授与の事実を証明する書面の様式は様式第7号のとおりとする。

2 許可は、あっせん員の全員一致によるものとする。

3 あっせん員は、許可をした場合であっても、あっせんに支障があると多数決で認めるとき

は、その許可の全部又は一部を取り消すことができる。

4 許可及び不許可の通知は様式第8号により、許可の取消しの通知は様式第9号により行うものとする。

(あっせん案の受諾)

第9条 規則第6条のあっせん案を受諾したときの署名又は記名押印は、別記様式第10号により行うものとする。

(あっせんの打ち切り)

第10条 あっせん員は、事件の解決に努めたにもかかわらず規則第7条第1項各号のいずれかに該当すると全員一致で認めたときは、あっせんを打ち切ることができるものとする。

2 規則第7条第2項のあっせんの打ち切りの通知は、様式第11号により行うものとする。

(あっせんの取下げ等)

第11条 規則第8条第1項のあっせんを求める事項の取下げ又は変更若しくは追加の申請書は、様式第12号のとおりとする。

2 規則第8条第2項のあっせんを求める事項の取下げ又は変更若しくは追加の通知は、様式第13号により行うものとする。

(会長への報告)

第12条 規則第9条のあっせんの経過及び結果の報告は、様式第14号により行うものとする。

(総会への報告)

第13条 会長は、あっせん事件の取扱い状況について、そのつど、様式第15号により総会に報告するものとする。

(知事への報告)

第14条 会長は、必要に応じ、あっせん事件の取扱い状況について知事に報告するものとする。

附 則(平成14年3月28日 第875回定例総会決定)

(施行期日)

第1条 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

(補助執行)

第2条 第2条第1項の適用については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2に規定する協議により、知事から労働委員会になされた補助執行とする。

附 則(平成14年8月29日 第883回定例総会決定)

この要領は、平成14年8月29日から施行する。

附 則(平成16年12月9日 第928回定例総会決定)

この要領は、平成17年1月1日から施行する。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例等に基づく事務の一部を
労働委員会に委任する規則

平成14年 3月29日

鳥取県規則第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）及び鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（平成14年鳥取県規則第14号）の規定による知事の権限に属する事務のうち、同条例第4条第1項のあっせんに関する事務（同規則第2条の規定によるあっせん申請書の受理に関する事務を除く。）を鳥取県労働委員会に委任する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

知事の権限に属する事務（あっせん申請書の受理）の補助執行について

労 第 3 3 0 5 号

平成14年3月22日

鳥取県地方労働委員会

会 長 太 田 正 志 様

鳥 取 県 知 事 片 山 善 博

知事の権限に属する事務の委任及び補助執行について(協議)

平成14年4月1日付で「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」を施行することとしておりますが、このうち、あっせんにかかる事務(申請書の受理に関する事務を除く)を、下記のとおり貴委員会に委任し、申請書の受理に関する事務の一部を、貴委員会の職員に補助執行していただくこととしたいので、地方自治法第180条の2の規定に基づき協議します。

記

1 委 任 事 項

「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」第4条第1項（あつせん申請書の受理に関する事務を除く）及び第2項並びに第5条から第8条までの規定による事務

2 補 助 執 行 事 項

鳥取県地方労働委員会に直接提出された申請書の受理に関する事務

3 委 任 開 始 期 日 平成14年4月1日

4 理 由

地方労働委員会の労使紛争処理のノウハウと調整機能を活用するため。

鳥 労 委 第 1 2 1 号

平成14年3月28日

鳥 取 県 知 事 片 山 善 博 様

鳥取県地方労働委員会

会 長 太 田 正 志

知事の権限に属する事務の委任及び補助執行について(回答)

平成14年3月22日付労第3305号で協議のあったこのことをについては、同意します。

知事の権限に属する事務（労働相談）の補助執行について

第200400023551号

平成17年3月28日

鳥取県労働委員会

会長 太田 正志 様

鳥取県知事 片山 善博

知事の権限に属する事務の補助執行について(協議)

知事の権限に属する事務の委任及び補助執行については、平成14年3月28日付鳥労委第121号で同意いただいているところですが、これに加え、下記の事務の一部を貴委員会の職員に補助執行していただくことにしたいので、地方自治法第180条の2の規定に基づき協議します。

記

1 補助執行事項

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第3条に規定する労働関係に関する事項（労働者の募集及び採用に関する事項を除く。）についての相談

2 補助執行開始期日 平成17年4月1日

3 理由

労働委員会の労使紛争処理のノウハウと調整機能を活用するため。

第200400027937号

平成17年3月28日

鳥取県知事 片山 善博 様

鳥取県労働委員会

会長 太田 正志

知事の権限に属する事務の補助執行について(回答)

平成17年3月28日付第200400023551号で協議のあったこのことについては、協議のとおり同意します。

鳥取県労働委員会情報公開調整委員会設置要綱

平成12年3月23日

第844回定例総会決定

1 目的

鳥取県労働委員会情報公開調整委員会（以下「調整委員会」という。）は、鳥取県労働委員会における情報公開に関する必要な事項についての審議、調整を行い、もって制度の適切かつ、円滑な推進に資することを目的として設置する。

2 調整委員会の組織

- (1) 調整委員会は、公益委員、労働者委員及び使用者委員のうちから総会において選出された各側1名の委員並びに事務局長をもって組織する。
- (2) 調整委員会に委員長を置き、前号の規定により選出された公益委員をもって充てる。
- (3) 委員の任期は、総会で決定する。

3 所掌事項

調整委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第9条第2項、第10条、第11条及び第12条に係る決定に関すること。
- (2) 開示・非開示の公文書の取扱いの区分の変更に関することについて検討し、総会に付議すること。
- (3) その他情報公開についての重要事項に関すること。

4 報告

委員長は、決定の経過及び審議、調整内容を直近の総会に報告する。

附 則（平成12年3月23日 第844回定例総会決定）

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から実施する。
- 2 鳥取県地方労働委員会公文書開示調整委員会設置要綱（昭和63年9月22日第620回定例総会決定）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱により設置されている鳥取県地方労働委員会公文書開示調整委員会は、本要綱により設置された委員会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 4 この要綱の施行の際現に旧要綱により鳥取県地方労働委員会公文書開示調整委員会の委員に任命されている者は、本要綱により委員会の委員に任命されたものとみなす。

附 則（平成16年12月9日 第928回定例総会決定）

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

鳥取県労働委員会幹事会設置要綱

平成元年4月13日
第633回定例総会決定

1 目的

鳥取県労働委員会幹事会は、鳥取県労働委員会の円滑な運営を図ることを目的として設置する。

2 幹事会の組織

- (1) 幹事会は、総会において選任された各側1名の幹事をもって組織する。
- (2) 幹事会に幹事長を置き、前号により選出された公益委員をもって充てる。
- (3) 幹事の任期は、総会で決定する。

3 職務内容

- (1) 各側の意見を取りまとめ、各側の連絡調整を図ること。
- (2) 総会の運営を円滑に行うため、必要に応じ、付議事項の整理、検討を行う。
- (3) あっせん員候補者の委嘱、解任に当たり、各側の意見を取りまとめること。
- (4) あっせん員の指名に当たり、会長に意見を申し出ること。
- (5) 労使の幹事委員は、不当労働行為審査に関する申合せ1の(2)の規定により審問に参加する委員を申し出ること。

4 報告

幹事長は、幹事会の決定事項及び審議内容を直近の総会に報告する。

附 則（平成元年4月13日第633回定例総会決定）

この要綱は、平成元年4月13日から実施する。

附 則（平成16年12月9日 第928回定例総会決定）

この要綱は、平成17年1月1日から実施する。

鳥取県労働委員会あっせん員候補者に関する内規

平成元年5月11日

第635回定例総会決定

1 趣 旨

鳥取県労働委員会あっせん員候補者（以下「候補者」という。）の委嘱、解任及び辞任については、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第5条の規定に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

2 委 嘱

候補者として委嘱する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 鳥取県労働委員会の委員
- (2) 公、労、使各側の幹事委員から各側の意見として申し出があり、かつ、本人が承諾した者
- (3) 鳥取県労働委員会の事務局長及び事務局次長

3 任 期

- (1) 候補者は、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の5の規定に基づく各期の委員の任期（以下「委員の任期」という。）ごとに委嘱するものとする。ただし、候補者としての任期の中途において、新たに候補者を委嘱する場合の当該候補者の任期は、委員の任期としての残任期間とする。
- (2) 2の(1)及び(2)の候補者にあつては、任期が満了した場合、後任の候補者が委嘱されるまでの間、引き続き候補者としての任に当たるものとする。
- (3) 2の(3)の候補者については、その職に在職する期間とする。

4 解 任

候補者が任期を満了したときは、解任となる。

5 辞任の申し出

労働関係調整法施行令第5条の規定に基づき、候補者が委員の任期中に辞任を申し出るとき及び2の(3)に掲げる職員が転出又は退職したときは、第1号様式により、辞任の申し出を行うものとする。

6 辞令書の交付

候補者を委嘱するときは第2号様式、候補者の辞任を承認するときは第3号様式に定める辞令書を交付する。

附 則

この内規は、平成元年5月11日から実施し、平成元年3月27日から適用する。

附 則（平成3年3月27日第676回臨時総会決定）

この内規は、平成3年3月27日から実施する。

附 則（平成13年4月12日第861回定例総会決定）

この内規は、平成13年4月12日から実施する。

附 則（平成16年12月9日 第928回定例総会決定）
この内規は、平成17年1月1日から実施する。

附 則（平成17年3月28日 第936回臨時総会決定）
この内規は、平成17年4月1日から実施する。

第1号様式（内規5関係）

あっせん員候補者辞任願		
鳥取県労働委員会		
会長	様	
今回、あっせん員候補者を辞任したいので申し出ます		
平成	年	月 日
		住所
		氏名
		印

第2号様式（内規6関係）

辞 令 書

氏 名	
異動種目	委 嘱
異動内容	
鳥取県労働委員会あっせん員候補者に委嘱する	
任期は平成 年 月 日までとする	
平成 年 月 日	
	鳥取県労働委員会
	会長
	印

（注） 事務局長及び事務局次長については、任期を記載しない。

第3号様式（内規6関係）

辞 令 書

氏 名	
異動種目	辞 任
異動内容	
鳥取県労働委員会あっせん員候補者の辞任を承認する	
平成 年 月 日	
	鳥取県労働委員会
	会長
	印

鳥取県労働委員会個別労働関係紛争あっせん員候補者に関する内規

平成14年3月28日

第875回定例総会決定

1 趣 旨

鳥取県労働委員会個別労働関係紛争あっせん員候補者（以下「候補者」という。）の委嘱、解任及び辞任については、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）第5条及び鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（平成14年鳥取県規則第14号）第3条の規定に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

2 委 嘱

候補者として委嘱する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 鳥取県労働委員会の委員
- (2) 公、労、使各側の幹事委員から各側の意見として申し出があり、かつ、本人が承諾した者
- (3) 鳥取県労働委員会の事務局長及び事務局次長

3 任 期

- (1) 候補者は、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の5の規定に基づく各期の委員の任期（以下「委員の任期」という。）ごとに委嘱するものとする。ただし、候補者としての任期の中途において、新たに候補者を委嘱する場合の当該候補者の任期は、委員の任期としての残任期間とする。
- (2) 2の(1)及び(2)の候補者にあつては、任期が満了した場合、後任の候補者が委嘱されるまでの間、引き続き候補者としての任に当たるものとする。
- (3) 2の(3)の候補者については、その職に在職する期間とする。

4 解 任

候補者が任期を満了したときは、解任となる。

5 辞任の申し出

候補者が委員の任期中に辞任を申し出るとき及び2の(3)に掲げる職員が転出又は退職したときは、第1号様式により、辞任の申し出を行うものとする。

6 辞令書の交付

候補者を委嘱するときは第2号様式、候補者の辞任を承認するときは第3号様式に定める辞令書を交付する。

附 則（平成14年3月28日第875回定例総会決定）
この内規は、平成14年4月1日から実施する。

附 則（平成16年12月9日第928回定例総会決定）
この内規は、平成17年1月1日から実施する。

附 則（平成17年3月28日第936回臨時総会決定）

この内規は、平成17年4月1日から実施する。

第1号様式（内規5関係）

個別労働関係紛争あっせん員候補者辞任願		
鳥取県労働委員会		
会長	様	
今回、個別労働関係紛争あっせん員候補者を辞任したいので申し出ます		
平成	年	月 日
	住所	
	氏名	印

第2号様式（内規6関係）

辞 令 書

氏 名	
異動種目	委 嘱
異動内容 個別労働関係紛争あっせん員候補者に委嘱する 任期は平成 年 月 日までとする	
平成 年 月 日	
	鳥取県労働委員会 会長 印

（注） 事務局長及び事務局次長については、任期を記載しない。

第3号様式（内規6関係）

辞 令 書

氏 名	
異動種目	辞 任
異動内容 個別労働関係紛争あっせん員候補者の辞任を承認する	
平成 年 月 日	
	鳥取県労働委員会 会長 印

不当労働行為審査に関する申合せ

平成 17 年 3 月 24 日
第 934 回定例総会決定

不当労働行為事件の審査を迅速・的確に進めるため、次のとおり申し合わせる。

1 申立て

- (1) 会長は、申立てが却下事由又は管轄違いの事由に明白に該当しない場合、すみやかに審査委員を選任するとともに担当職員を指名し、直ちに調査開始の手続を行う。
- (2) 会長は、申立書を受け付けたときは、直ちにこの旨を労使の幹事委員に連絡し、調査及び審問に参加する委員の申し出を求める。

2 公益委員の除斥・忌避・回避

- (1) 会長は、除斥又は忌避の申立てがあったときは、公益委員会議を招集し、これについての決定をすみやかに行うものとする。
- (2) 審査委員（長）は、除斥又は忌避の申立てが次に掲げる場合は、公益委員会議の決定によることなく当該申立てを却下することができる。
 - ア 同一の公益委員について既に同一の理由で除斥又は忌避の申立てがなされ、理由がない旨の決定がなされているにもかかわらず、重ねて除斥又は忌避の申立てがなされた場合
- (3) 会長は、公益委員が法第 27 条の 2 第 1 項又は第 27 条の 3 第 1 項に規定する事項に該当する場合、当該委員が審査に係る職務の執行を回避することを許可するものとする。

3 調査

- (1) 審査委員（長）は、調査にあたり、参与委員の参与を求める。

また、審査委員（長）は、事務局職員に事務局調査（申立書・答弁書等の不明な点の確認、主張の聴取、証人の予定・書証の提出予定の聴取）を行わせるものとする。
- (2) 調査は、答弁書提出期日後すみやかに行うものとする。
- (3) 調査にあたっては、事務局調査の結果を踏まえ、次の事項の調査を行う。
 - ア 審査計画を定めるための事項
 - (ア) 当事者の主張を確認し、争点を整理する。
 - (イ) 争点ごとに証拠（人証・書証）を整理する。
 - (ウ) 証人数及び各証人についての尋問事項と尋問予定時間を明確にさせる。
 - (エ) 所要の審問回数を予定する。

イ その他

- (ア) 和解の可能性を検討する。
- (イ) 最少限度の補佐人を決めさせる。
- (ウ) 代理人・補佐人が複数の場合には、その主任者を決めさせる。
- (4) 調査における陳述を事実認定の基礎として用いるためには、当事者に改めて陳述の内容を書証として提出させるか、又は、陳述の結果を記録した調書の写しを書証として提出させるものとする。
- (5) 審査計画書の作成に当たっては、全労委の審査促進等実行委員会が提示した「審査計画モデルの作成について」で示された審査計画モデル（A～Cタイプ）のうちBタイプを基本として作成するものとする。

なお、事案の性質によっては審査委員（長）の判断により、Bタイプ以外の審査計画書を作成することができるものとする。
- (6) 審査委員は参与委員と協議の上、審査計画書を作成するものとする。
- (7) 審査計画書への記名は、審査委員及び参与委員とする。
- (8) 審査計画書の作成に当たっては、あらかじめ案を当事者に提示し、意見を聴取するものとする。
- (9) 審査計画書は、当事者に交付するものとする。
- (10) 審査計画を変更する必要がある場合には、当事者双方の意見を聴いて変更する。

4 審 問

- (1) 審査委員は、審問開始に先立って参与委員との打合せを行う。
- (2) 審問は、少なくとも月1回以上として、集中的、継続的に行うものとする。
- (3) 審査計画で設定した期日は、相当の理由がない限り、変更しないものとする。
- (4) 関連する事件が裁判所に係属する場合でも、前項の期日による。
- (5) 審問期日に当事者いずれか一方が出席しない場合、又は、退席した場合も審査委員（長）がやむを得ない事情があると認めるときを除いて、審問を行うことができる。

5 宣 誓

- (1) 審査委員（長）は、証人等に宣誓させる際には傍聴人を含む審問廷内の全員に起立を促すものとする。
- (2) 証人等が、宣誓書へ署名押印する際に印鑑を所持・携帯していない場合には、事務局職員がその旨を調書に記載するものとする。
- (3) 審査委員（長）は、証人等が法令に規定する正当な事由なく宣誓を拒否した場合、事務局職員にその旨を審問調書に記載させ、罰則を教示した上で尋問を行わせるものとする。

6 証人等調べ

- (1) 証人等尋問は、原則として同一期日に当該証人等に対して主尋問、反対尋問を行うものとする。
- (2) 審査委員（長）は、証人等に対して、尋問事項についてのみ簡潔に陳述するように注意する。
- (3) 主尋問・反対尋問は、それぞれ証人等尋問申請書記載事項の範囲内又は主尋問の範囲内に限定する。
- (4) 審査委員（長）は、陳述又は尋問が、既に行われた陳述又は尋問と重複するとき、争点に関係のない事項にわたるとき、その他適当でないと認めるときは、これを制限する。
- (5) 複数の代理人・補佐人を許可した場合の証人等尋問は、原則として、その主任者が行う。
- (6) 1回の審問において、2人以上の証人尋問を行う場合は、後に証言する証人は、原則として同席させない。ただし、証人が代理人・補佐人のときで、相手方の同意を得た場合は、この限りではない。
- (7) 同一の尋問事項については、複数の証人に対して同時に尋問することができる。

7 証人等出頭命令

- (1) 証人等出頭命令による証拠調べは、次に掲げる場合に、公益委員会議の決定により行うものとする。
 - ア 審査委員（長）が、証人等の陳述が不当労働行為の成否の判断に必要であると認め陳述を求めたにもかかわらず、これを拒否した場合
- (2) 証人等出頭命令をしようとする場合には、参与委員の意見を求めるものとする。

8 物件提出命令

- (1) 物件提出命令による証拠調べは、次に掲げる場合に、公益委員会議の決定により行うものとする。
 - ア 複数の人証や間接的な物証で代替することにより、事実の認定が迅速又は的確に行えないおそれがある場合
 - イ 物証が確保できず、事実の認定が行えないおそれがある場合
- (2) 物件提出命令をしようとする場合には、参与委員の意見を求めるものとする。

9 審問廷の秩序維持

- (1) 審査委員（長）は、公正迅速な審査を行うため、参与委員の協力を得て、審問廷の秩序維持を図る。
- (2) 審査委員（長）は、当事者、傍聴人らに喧騒にわたる行為等公正迅速な審査を阻害す

ると認められる行為があるときは注意を与え、これに従わないときは退席を命じることができる。

なお、審査委員（長）は、審問の続行が不相当であると判断した場合は、審問を中断又は中止することができる。

- (3) 審問廷におけるはち巻、たすき、ゼッケンの着用及び旗の持ち込みその他、審査委員（長）が示威的と認める行為を禁止するものとする。
- (4) 審問中における当事者、傍聴人等による審問廷の写真撮影（ビデオによる撮影等を含む。）及び録音機器の使用は禁止する。
- (5) 傍聴人の数は、審問廷の広狭により制限することができる。

10 合 議

- (1) 第1回の合議は、結審後3週間以内に行うよう努める。
- (2) 第1回の合議に先立って、参与委員の出席を求め、その意見を聞かなければならない。

11 和 解

審査委員（長）は、参与委員と連絡を密にして、適当と認めたときはいつでも当事者に対し和解を試みることができる。

12 7条2号事件に関する取扱い

団交拒否事件については、すみやかに結審するよう努めるものとする。

13 審査の実効確保の措置

当事者から審査の実効確保の措置の申立てがあったときは、審査委員（長）は、すみやかに調査を実施し、参与委員の参与を得て必要な措置をとるものとする。

附 則（昭和56年第474回定例総会決定）

- 1 この申合せは、昭和56年2月26日から実施する。
- 2 昭和43年11月28日鳥取地労委総会で決定した「不当労働行為事件の審査促進について」は、廃止する。

附 則

- 1 この申合せは、平成17年3月24日から実施する。
- 2 昭和56年2月26日鳥取地労委総会で決定した「不当労働行為審査に関する申合せ」は、廃止する。

10 労働法の改正等、労働関係をめぐる動向について

【法改正関連】

労働組合法の改正（平成17年1月1日施行）

現行の不当労働行為審査制度は、長期化が著しいこと、命令に対する取消率が高いこと等の問題が生じていたため、審査の迅速化、的確化を図る必要から改正された。

主な改正点は次のとおり。

計画的な審査

労働委員会は、審査開始前に、争点・証拠や審査回数等を記載した審査の計画を作成することとされた。また、労働委員会は、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表することとされた。

迅速・的確な事実認定

公益委員会議の決定により証人の出頭等、物件の提出等を命ずることができる規定が新たに設けられるとともに、提出を命ぜられても提出されなかった物件については、命令の取消訴訟における証拠提出を制限されることとされた。

和解の促進

労働委員会は、命令確定前にいつでも、当事者に和解を勧めることができるとともに、労働委員会が作成した和解調書は、強制執行に関して債務名義とみなす等、和解の法的効果について規定された。

地方労働委員会の体制整備

地方労働委員会の名称が、「都道府県労働委員会」に変更されるとともに、条例で定めることにより、政令で定める委員数に各側2名を加えた数をもって組織することができ、また公益委員のうち2名以内は、条例で定めるところにより常勤となることとされた。

個別労働関係紛争解決促進法の改正（平成17年1月1日施行）

都道府県労働局が設置する紛争調整委員会は、3人以上政令で定める人数以内の委員をもって組織することとされた。

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第七条第一項の人数を定める政令

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第七条第一項の政令で定める人数は、十八人とされた。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正（平成17年4月1日施行）

主な改正点は次のとおり。

育児休業・介護休業の対象労働者の拡大

期間を定めて雇用される者のうち、以下のいずれにも該当する者について、育児休業及び介護休業の対象に加える。

イ 同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上あること

ロ 子が1歳に達する日を超えて雇用が継続することが見込まれること（子が1歳に達する日から1年を経過する日までに雇用関係が終了することが申出時点において明らかである者を除く） 介護休業についても同様の考え方で適用

育児休業期間の延長

子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合にあつては、子が1歳6か月に達するまでの休業を可能とする。

介護休業の取得回数制限の緩和

同一の対象家族1人につき、介護を要する状態に至ったごとに1回、通算93日の範囲内で休業を可能とする。

子の看護休暇制度の創設

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者は、労働者1人につき年5日まで、病気やけがをした子の世話をするための子の看護休暇を取得できることとする。

労働審判法の制定（平成18年4月1日施行）

個別労働関係民事紛争について、裁判官と労働関係に関する専門的な知識経験を有する者が、事件を審理し、調停による解決の見込みがある場合にはこれを試み、その解決に至らない場合には、権利関係を踏まえつつ事案の実情に即した解決をするために必要な解決案（労働審判）を定める手続（労働審判手続）を設け、あわせて、これと訴訟手続とを連携させることにより、紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図ることを目的とする労働審判制度が創設されることとなった。

高年齢雇用安定法の改正（平成18年4月1日施行）

急速な高齢化の進行等に対応し、高年齢者の安定した雇用の確保等を図るため、事業主は、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置を講じなければならないこととされた。

労働安全衛生法の改正（平成18年4月1日施行）

主な改正点は次のとおり。

危険性・有害性の低減に向けた事業者の措置の充実

危険性・有害性に係る調査及び低減措置を拡充するとともに、事業者の自主的な取組

を促すため、こうした措置を適切に行っていると認められる事業者については、機械等に係る事前の届出義務を免除すること等

過重労働・メンタルヘルス対策の充実

事業者は、一定時間を超える時間外労働等を行った労働者を対象とした医師による面接指導等を行うこと

労働者災害補償保険法の改正（平成18年4月1日施行）

複数就業者の事業場間の移動、単身赴任者の赴任先住居・帰省先住居間の移動を、通勤災害保護制度の対象とすること

労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正（平成18年4月1日施行）

有期事業に係る保険料のメリット増減幅（現行±35%）を継続事業と同じ±40%とすることとされた。

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の改正（平成18年4月1日施行）

主な改正点は次のとおり。

「年間総実労働時間1800時間」を目標とする労働時間の短縮の推進を図る法律から、労働時間等の設定を労働者の健康と生活に配慮したものへ改善するための法律に改めるとともに、法律の題名等を改めること

「目標」を掲げる「労働時間短縮推進計画」（閣議決定）をやめて、事業主の参考とする「指針」を厚生労働大臣が定めることとすること

「労働時間短縮推進委員会」を「労働時間等設定改善委員会」に改め、事業場における労使の自主的取組を促進すること

公益法人改革の観点から指定法人である労働時間短縮支援センターを廃止すること

障害者の雇用の促進等に関する法律の改正（平成18年4月1日施行（一部は平成17年10月1日施行）

障害者雇用促進政策と障害者福祉政策との有機的な連携、 障害者職業センターと医療関係者との連携、 納付金関係業務の拡充 障害者雇用調整金等の支給先の範囲拡大、 精神障害者に関する雇用義務等及び納付金関係業務に係る規定の特例、 障害者の在宅就業に関する障害者雇用納付金制度の特例等についての改正がなされた。

建設労働者の雇用の改善等に関する法律の改正（平成17年7月15日公布 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

建設雇用改善計画の記載事項の追加、 建設労働者の福祉等に関する事業の追加、
実施計画の認定制度の創設、 建設業務有料職業紹介事業の創設、 建設業務労働者就業
機会確保事業の創設についての改正がなされた。

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年12月1日公布 公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日施行）

紛争の解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、国民の権利利益の適切な実現に資することを目的に、裁判外紛争解決手続についての基本理念等を定めるとともに、民間紛争解決手続（民間事業者が行ういわゆる調停・あっせん）の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図る趣旨で制定された。

【その他】

司法支援センターの設置（総合法律支援法が平成16年6月2日公布された）

総合法律支援法の目的は、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士・司法書士その他の隣接専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び態勢の整備をはかり、その中核となる日本司法支援センターの組織・運営について定めている。日本司法支援センターは、総合法律支援に関する事業を迅速・的確に行うことを目的とし、事業の内容は、司法に関連する情報の提供、民事法律扶助、国選弁護人の選任に関する業務、弁護士等の過疎地域における対策、犯罪被害者に対する情報の提供等である。

総合法律支援法が成立したことにより、日本司法支援センターは法律の公布の日から2年以内に発足が予定され、法律扶助協会が現在実施している民事法律扶助事業は2年6か月以内にセンターに移管されることになっており、法的トラブルの総合案内窓口である「法テラス」の開業準備が進められている（平成18年春に法人を設立し、秋に開業予定）。法テラスでは、主な業務の一つとして、法的トラブルの解決に役立つ情報の提供などを行うこととなっているが、開業に先立ち、法務省と日本司法支援センター鳥取地方準備会において、平成17年12月1日から12月14日にかけて鳥取県に仮設窓口を開設し、全国で唯一、試行された。

11 労働経済情勢に係る統計資料 (県統計課作成資料等より抜粋)

鳥取県

年月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
	推計人口 1)	雇用指数 3) 12年=100	月間有効 求職者数 5)	有効求人 倍率 4)5)	雇用保険受 給者実人員	総実労働 時間	所定外 労働時間	常用労働者 平均賃金 3)	実質賃金 指数 3) 12年=100	所定外労働 時間指数 3) 12年=100	景気動向 指数	企業倒産 6)	
	人		人	倍	人			円				件	負債総額 百万円
H 12年	a) 613,289	100.0	11,404	0.91	5,035	158.2	9.5	329,826	100.0	100.0		69	12,509
13	613,097	100.9	12,704	0.77	5,745	156.3	8.7	324,901	98.4	89.3		79	12,929
14	612,457	94.9	14,127	0.60	6,868	156.4	8.6	302,405	96.6	95.8		62	15,064
15	611,073	94.9	12,606	0.68	5,049	157.8	9.7	305,650	101.5	115.8		87	23,144
16	609,858	95.9	12,160	0.80	4,068	160.7	10.4	325,985	102.1	111.5		59	14,982
17	a) 606,938												
16 9	610,000	98.7	12,076	0.81	4,006	159.6	9.8	266,030	83.3	104.6	25.0	2	1,550
10	609,858	99.0	11,984	0.81	3,900	157.6	10.0	265,619	82.2	105.7	25.0	6	607
11	609,910	99.0	11,643	0.81	3,775	161.5	10.5	268,530	83.0	109.2	37.5	4	430
12	609,894	99.6	10,891	0.83	3,484	159.2	10.6	618,829	193.2	113.8	75.0	5	465
17 1	609,722	99.2	11,490	0.77	3,435	146.4	9.8	271,445	89.5	112.6	75.0	4	545
2	609,583	97.7	11,593	0.76	3,452	149.4	9.2	250,039	82.6	105.7	37.5	2	1,070
3	609,368	96.7	12,827	0.79	3,463	156.2	10.1	254,744	84.1	116.1	25.0	3	160
4	607,069	98.2	14,124	0.80	3,670	161.8	9.7	263,399	87.1	111.5	25.0	7	1,414
5	607,871	98.0	14,381	0.73	4,204	148.2	8.9	253,139	83.6	102.3	37.5	3	490
6	607,571	98.4	14,357	0.73	4,294	160.5	9.0	452,085	150.9	103.4	50.0	2	330
7	607,475	97.8	13,961	0.72	4,537	156.9	9.0	323,816	108.1	103.4	25.0	2	265
8	607,297	98.0	13,564	0.75	4,601	155.7	8.3	272,562	91.2	95.4	68.5	5	508
9	607,383	97.6	13,465	0.77	4,262	154.8	8.7	254,981	85.4	100.0	31.3	1	70
10	607,271	97.3	13,263	0.81	3,908	154.1	9.2	256,695	85.2	105.7	75.0	4	705
11	607,207	98.2	12,466	0.81	3,783	158.1	9.6	264,308	88.3	110.3	62.5	3	5,840
12	607,046												
前月比	100.0	100.9	94.0	差) 0.00	96.8	102.6	104.3	103.0	103.6	104.4	83.3	75.0	828.4
前年同月比	99.5	99.2	107.1	差) 0.00	100.2	97.9	91.4	98.4	106.4	101.0	166.7	75.0	1,358.1
資料	県統計課		鳥取労働局		県統計課			県統計課		県統計課		東京商工リサーチ	

全国

年月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
	推計人口 1)	雇用指数 3) 12年=100	月間有効 求職者数 5)	有効求人 倍率 4)5)	雇用保険受 給者実人員	完全 失業者	完全 失業率 4)	常用労働者 平均賃金 3)	実質賃金 指数 3) 12年=100	所定外労働 時間指数 3) 12年=100	景気動向 指数	企業倒産 6)	
	万人		千人	倍	千人	万人	円				件	負債総額 億円	
H 12年	a) 12,693	100.0	2,507	0.59	1,038	320	4.7	398,069	100.0	100.0		18,769	238,850
13	12,729	99.1	2,598	0.59	1,108	340	5.0	397,366	100.0	96.3		19,164	165,196
14	12,744	97.6	2,768	0.54	1,112	359	5.4	387,980	98.2	97.1		19,087	137,824
15	12,762	96.4	2,597	0.64	902	350	5.3	389,664	98.4	102.8		16,255	115,818
16	12,769	96.7	2,369	0.83	723	313	4.7	376,964	97.5	106.0		13,679	78,177
16 9	12,763	96.9	2,292	0.86	755	309	4.6	303,176	78.3	104.3		1,090	4,645
10	12,769	96.8	2,248	0.89	702	311	4.6	305,910	78.6	106.0	9.1	1,124	7,865
11	12,772	96.9	2,187	0.91	678	290	4.6	328,250	84.4	109.4	36.4	1,064	4,342
12	12,773	96.9	2,088	0.90	651	270	4.5	725,304	187.5	111.1	27.3	1,109	8,957
17 1	12,764	96.6	2,193	0.91	634	296	4.5	312,710	81.5	103.4	100.0	1,022	6,218
2	12,769	96.2	2,209	0.91	621	308	4.7	302,834	79.3	105.1	36.4	1,014	7,441
3	12,760	95.9	2,369	0.91	607	313	4.5	313,062	81.5	106.8	72.7	1,140	6,217
4	12,768	97.5	2,519	0.94	600	310	4.4	311,690	80.9	110.3	54.5	946	3,966
5	12,753	97.7	2,467	0.94	620	307	4.4	305,479	79.1	102.6	63.6	1,072	6,051
6	r 12,766	97.7	2,408	0.96	680	280	4.2	569,304	148.4	104.3	100.0	1,207	5,027
7	p 12,764	97.6	2,288	0.97	681	289	4.4	452,383	118.0	106.0	36.4	1,024	4,789
8	p 12,760	97.5	2,245	0.97	721	284	4.3	312,040	81.3	102.6	81.8	1,152	3,251
9	p 12,762	97.3	2,222	0.97	669	285	4.2	305,169	79.3	104.3	54.5	987	5,897
10	p 12,769	97.3	2,216	0.98	638	304	4.5	307,531	79.8	107.7	p 90.0	1,171	6,350
11	p 12,770	97.3	2,132	0.99	616	292	4.6	329,150	85.7	109.4	p 70.0	1,114	8,083
前月比	100.0	100.0	96.2	差) 0.01	96.6	96.1	差) 0.1	107.0	107.4	101.6	77.8	95.1	127.3
前年同月比	100.0	100.4	97.5	差) 0.08	90.9	100.7	差) 0.0	100.3	101.5	100.0	192.3	104.7	186.2
資料	総務省		厚生労働省		総務省			厚生労働省		内閣府		東京商工リサーチ	

注) 鳥取県、全国の表頭項目の欄頭の同一数字は、両者の対応項目を示す。 1) 年別は、10月1日、月別は、1日現在。
 2) 年別は1月～12月の計、月別は1日～月末の計。 3) 常用労働者30人以上の事業所、平成14年1月に行われた対象事業所の抽出替えと基準値の改定にともないそれ以前の数値をキャップ修正した。 a) 国勢調査(平成12年(確定) 平成17年(速報))。 4) 季節調整値。 5) 〃-トを含む。
 6) 負債1,000万円以上。 r) 修正数字 p) 概数

労働組合数、労働組合員数、推定組織率の状況(県労働雇用課 平成17年労働組合基礎調査より)

	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17
鳥取県					
労働組合数(組合)	420	405	395	388	362
労働組合員数(人)	46,879	43,780	42,965	41,096	39,637
推定組織率(%)	19.9	18.7	18.4	17.6	16.9
全国					
労働組合数(組合)	67,706	65,642	63,955	62,805	61,178
労働組合員数(千人)	110,980	10,707	10,437	10,209	10,034
推定組織率(%)	20.7	20.2	19.6	19.2	18.7

注) すべての労働組合を調査対象とし、地方公務員又は国家公務員の結成する職員団体のような労働組合法に基づかない団体も含む。
 注) 鳥取県における平成13年の推定組織率は、平成7年事業所統計の常用雇用者数(235,677人)で除して算定し、平成14～17年の推定組織率は平成13年事業所統計の常用雇用者数(234,111人)で除して算定した。
 注) 全国における平成13年の推定組織率は、平成7年事業所統計、平成14～17年の推定組織率は平成13年事業所統計から算定した。

1 2 中央労働委員会及び都道府県労働委員会所在地一覧

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
中央労働委員会	〒 105-0011	港区芝公園 1 - 5 - 3 2 労働委員会会館内	03-5403-2111
北海道労働委員会	〒 060-8588	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目道庁別館	011-231-5662
青森県労働委員会	〒 030-0861	青森市長島 1 - 3 - 1 日赤ビル 2 階	017-734-9835
岩手県労働委員会	〒 020-8570	盛岡市内丸 1 0 - 1	019-629-6271
宮城県労働委員会	〒 980-8570	仙台市青葉区本町 3 - 8 - 1	022-211-3782
秋田県労働委員会	〒 010-0951	秋田市山王 4 - 1 - 2	018-860-3283
山形県労働委員会	〒 990-8570	山形市松波 2 - 8 - 1	023-630-2792
福島県労働委員会	〒 960-8670	福島市杉妻町 2 - 1 6	024-521-7595
茨城県労働委員会	〒 310-8555	水戸市笠原町 9 7 8 - 6	029-301-5563
栃木県労働委員会	〒 320-8501	宇都宮市塙田 1 - 1 - 2 0	028-623-3334
群馬県労働委員会	〒 371-8570	前橋市大手町 1 - 1 - 1	027-226-2787
埼玉県労働委員会	〒 330-9301	さいたま市浦和区高砂 3 - 1 5 - 1	048-830-6455
千葉県労働委員会	〒 260-8667	千葉市中央区市場町 1 - 1	043-223-3735
東京都労働委員会	〒 163-8001	新宿区西新宿 2 - 8 - 1 第 1 本庁舎南塔 3 5 階	03-5320-6977
神奈川県労働委員会	〒 231-8588	横浜市中区日本通 1	045-210-8524
新潟県労働委員会	〒 950-8570	新潟市新光町 4 - 1	025-280-5543
山梨県労働委員会	〒 400-8501	甲府市丸の内 1 - 6 - 1	055-223-1826
長野県労働委員会	〒 380-8570	長野市大字南長野字幅下 6 9 2 - 2	026-235-7468
静岡県労働委員会	〒 420-8601	静岡市追手町 9 - 6	054-221-2282
富山県労働委員会	〒 930-8501	富山市新総曲輪 1 - 7	076-444-2172
石川県労働委員会	〒 920-8580	金沢市鞍月 1 - 1	076-225-1881
福井県労働委員会	〒 910-8580	福井市大手 3 - 1 7 - 1	0776-20-0597
岐阜県労働委員会	〒 500-8570	岐阜市藪田南 2 - 1 - 1	058-274-5532
愛知県労働委員会	〒 460-8501	名古屋市中区三の丸 3 - 1 - 2	052-954-6832
三重県労働委員会	〒 514-0004	津市栄町 1 - 9 5 4 三重県民サービスセンター 5 階	059-224-3033
滋賀県労働委員会	〒 520-8577	大津市京町 4 - 1 - 1	077-528-4473
京都府労働委員会	〒 602-8054	京都市上京区出水通油小路東入丁子風 呂町 1 0 4 - 2	075-414-5732
大阪府労働委員会	〒 540-0031	大阪市中央区北浜東 3 - 1 4	06-6941-7191
兵庫県労働委員会	〒 650-8567	神戸市中央区下山手通 5 - 1 0 - 1	078-362-3815
奈良県労働委員会	〒 630-8131	奈良市大森町 5 7 - 1 2 奈良県奈良総合庁舎内	0742-23-3530
和歌山県労働委員会	〒 640-8585	和歌山市小松原通 1 - 1	073-441-3781
鳥取県労働委員会	〒 680-8570	鳥取市東町 1 - 2 7 1	0857-26-7558
島根県労働委員会	〒 690-8501	松江市殿町 8	0852-22-5447
岡山県労働委員会	〒 700-8570	岡山市内山下 2 - 4 - 6	086-226-7563
広島県労働委員会	〒 730-8511	広島市中区基町 9 - 4 2	082-228-2895
山口県労働委員会	〒 753-8501	山口市滝町 1 - 1	083-933-4440
徳島県労働委員会	〒 770-8570	徳島市万代町 1 - 1	088-621-3231
香川県労働委員会	〒 760-8570	高松市番町 4 - 1 - 1 0	087-832-3721
愛媛県労働委員会	〒 790-8570	松山市一番町 4 - 4 - 2	089-912-2990
高知県労働委員会	〒 780-0850	高知市丸の内 2 - 4 - 1 高知県庁北庁舎内	088-821-4645
福岡県労働委員会	〒 812-8577	福岡市博多区東公園 7 - 7 福岡県庁行政棟 3 階北棟	092-643-3379
佐賀県労働委員会	〒 840-8570	佐賀市城内 1 - 1 - 5 9 佐賀県庁新行政棟 1 1 階	0952-25-7242
長崎県労働委員会	〒 850-0031	長崎市桜町 4 - 1	095-822-2398
熊本県労働委員会	〒 862-8570	熊本市水前寺 6 - 1 8 - 1	096-333-2752
大分県労働委員会	〒 870-8501	大分市大手町 3 - 1 - 1 大分県共同庁舎 8 階	097-536-1111 (内線 5242)
宮崎県労働委員会	〒 880-8501	宮崎市橘通東 1 - 9 - 1 0	0985-26-7262
鹿児島県労働委員会	〒 890-8577	鹿児島市鴨池新町 1 0 - 1	099-286-3943
沖縄県労働委員会	〒 900-8570	那覇市泉崎 1 - 2 - 2	098-866-2551